

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2025年1月22日

【会社名】 ビザ・インク
(Visa Inc.)

【代表者の役職氏名】 ウルリック・ルーウェン
ヴァイス・プレジデント兼秘書役補佐
(Ulric Lewen, Vice President and Assistant Secretary)

【本店の所在の場所】 アメリカ合衆国94128-8999カリフォルニア州
サンフランシスコ、私書箱8999
(P.O.Box 8999, San Francisco, CA 94128-8999 U.S.A.)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 吉井 一浩

【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区大手町一丁目1番1号 大手町パークビルディング
アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業

【電話番号】 03-6775-1000

【事務連絡者氏名】 弁護士 上石 涼太
弁護士 岡 勇輝

【連絡場所】 東京都千代田区大手町一丁目1番1号 大手町パークビルディング
アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業

【電話番号】 03-6775-1367
03-6775-1817

【届出の対象とした募集有価証券の種類】 ビザ・インク無記名式額面クラスA普通株式(額面金額0.0001米ドル)の取得に係る新株予約権証券
当該有価証券は行使価額修正条項付新株予約権付社債券等である。

【届出の対象とした募集金額】 0米ドル(0円)⁽¹⁾
2,537,500米ドル(399,833,875円)⁽²⁾
(注1)記載金額は、新株予約権証券の発行価額の総額である。
(注2)記載金額は、新株予約権証券の発行価額の総額と新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の見込総額(詳細は「第一部 証券情報」を参照のこと。)の合計額である。また、日本円額(¥)は、2025年1月14日現在の株式会社三菱UFJ銀行が提示した対顧客電信直物売買相場仲値である1米ドル=157.57円の為替レートにより換算された金額である。

【安定操作に関する事項】 該当なし

【縦覧に供する場所】 該当なし

(注1)文脈上他の意味に解すべき場合を除き、本有価証券届出書(以下「本書」という。)において、「ビザ」、「会社」または「当社」とは、ビザ・インクを意味する。

(注2)本書において、「ドル」、「米ドル」、「US\$」または「\$」は米国の通貨をいい、「円」または「¥」は日本の通貨をいう。

(注3)便宜上、本書において円で表示されている金額は、2025年1月14日現在の株式会社三菱UFJ銀行が提示した対顧客電信直物売買相場仲値である1米ドル=157.57円の為替レートで換算された金額である。

(注4)本書中の表で計数が四捨五入されている場合、合計は計数の総和と必ずしも一致しない。

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行新株予約権証券】

(1)【募集の条件】

発行数	8,268個
発行価額の総額	0米ドル(0円)
発行価格	0米ドル(0円)
申込手数料	0米ドル(0円)
申込単位	該当なし
申込期間	2025年1月30日から2025年2月14日まで
申込証拠金	該当なし
申込取扱場所	ビザ・インク アメリカ合衆国94128-8999カリフォルニア州 サンフランシスコ、私書箱8999
割当日	2025年3月1日
払込期日	該当なし
払込取扱場所	該当なし

摘要

1. 本件募集(以下「本募集」という。)は、当社の日本国内における従業員203名(以下「適格従業員」という。)に対してビザ・インク従業員株式購入制度(以下「本制度」という。)に従って付与される当社の無記名式額面クラスA普通株式(以下「普通株式」という。)を購入する権利(以下「購入権」という。)に関するものである。⁽¹⁾
2. 本募集は、2015年1月28日付けの取締役会(下記「第4 - ビザ・インク従業員株式購入制度」に定義される。)による決議に従って行われるものである。
3. 発行数は、本書提出日現在におけるすべての適格従業員が本制度に参加し、全員が本制度上可能な最大限の賃金控除の積立てを下記「(2) - 新株予約権の行使期間」に定める期間(以下「行使期間」という。)において行い、累積積立金の全額を普通株式の購入に充当し、かつ、1株当たり260.88米ドル(約41,107円)で普通株式が発行されると仮定した場合における見込数である。かかる1株当たりの価格は、各購入日(下記「(2) - 当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質」に定義される。)のニューヨーク証券取引所における普通株式の終値(以下「公正市場価額」という。)と、2025年1月13日の1株当たり306.92米ドルの公正市場価額が等しいと仮定した場合における公正市場価額の85%に相当する見込額である。実際の発行数は、各購入日における普通株式の公正市場価額に基づいて決定される。購入日とは、通常、普通株式が発行される各月の最終営業日をいう。

(注1) 一定の募集制限に基づき、通常、当社(またはいずれかの指定子会社)の従業員のうち、週に20時間以上かつ1暦年に5ヶ月を超えて勤務する者は参加する資格を有する。適格従業員が本制度に参加する資格を得るためには、各行使期間が開始する10日以上前には当社の従業員でなければならない。

(2) 【新株予約権の内容等】

当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質 ⁽¹⁾	下記のとおり決定される購入権の実際の行使価格が下落した場合、行使期間中の購入権の行使により発行される普通株式数は増加する。なお、購入権の実際の行使価額の下落によって本募集による手取金が減少するものではない。 適格従業員は、適格報酬のうち特定の割合（１％から１０％）を各支払期間における税引後基準の支払から差し引かれることを選択できる。当社は、行使期間中の各月の最終営業日（以下「購入日」という。）に、かかる積立金により、購入日における公正市場価額の８５％に相当する額ですべての普通株式を購入する。したがって、購入権の実際の行使価格は、購入日における普通株式の公正市場価額の８５％に相当する額である。 本制度に基づき発行される普通株式の数は、２０２５年２月３日現在の発行済普通株式の１％未満に相当する２０,０００,０００株を超過してはならないものとされている。 本制度の主目的は資金調達ではなく、従業員に対し、任意の税引後給与出資を通じて普通株式を購入する機会を与えることにより、従業員の株式保有を奨励し、株式の購入を容易にすることにあるため、購入価格（下記「第４－ビザ・インク従業員株式購入制度」に定義される。）および本募集による手取金の下限は設けられていない。なお、すべての購入権が行使される必要はない。 当社は購入権を有さない。	
新株予約権の目的となる株式の種類	ビザ・インク無記名式額面クラスＡ普通株式（額面金額０.０００１米ドル） ⁽²⁾	
新株予約権の目的となる株式の数	８,２６８株 ⁽³⁾	
新株予約権の行使時の払込金額	２６０.８８米ドル（４１,１０７円） ⁽⁴⁾	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	２,５３７,５００米ドル（３９９,８３３,８７５円） ⁽⁵⁾	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	普通株式の発行価格	２６０.８８米ドル（４１,１０７円） ⁽⁶⁾
	資本組入額	０.０００１米ドル（０.０１６円）
新株予約権の行使期間	２０２５年３月１日から２０２５年８月３１日まで	
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	ビザ・インク アメリカ合衆国９４１２８-８９９９カリフォルニア州 サンフランシスコ、私書箱８９９９	
新株予約権の行使の条件	該当なし	

自己の新株予約権の取得の事由及び取得の条件	適格従業員の雇用が下記「第4 - ビザ・インク従業員株式購入制度」に定義される特例を除く理由により終了した場合、当該適格従業員が保有する購入権の未確定または未行使部分は、直ちに無効となる。
新株予約権の譲渡に関する事項	購入権を譲渡することはできない。
代用払込みにに関する事項	該当なし
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「第4 - ビザ・インク従業員株式購入制度 - 第9条 - 9.5 資本金の変更に伴う調整」および同「9.6 支配権の変更」を参照のこと。
摘要	該当なし

(注1) (a) 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の発行により資金の調達をしようとする理由

本募集の目的は、当社およびその株主のために、ビザ・インクおよびその子会社の従業員が会社の普通株式を保有することによってもたらされるインセンティブからの恩恵を確保することであり、資金調達を目的としていない。本制度を通じ当社及び子会社の従業員による株式所有を奨励することは、従業員、当社株主及び当社にとって有益な方法で、従業員と当社株主の利益を一致させる効果的な方法であると考えている。

(b) 第19条第9項に規定する場合に該当する場合にあっては、同項に規定するデリバティブ取引その他の取引として予定する取引の内容

該当なし

(c) 当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に表示された権利の行使に関する事項（当該権利の行使を制限するために支払われる金銭その他の財産に関する事項を含む。）について割当予定先（募集又は売出しにより割当てを予定している者をいう。）との間で締結する予定の取決めの内容

購入権は、本制度に従って行使され、その他適用される特別な取決めは存在しない。

(d) 提出者の株券の売買（令第26条の2の2第1項に規定する空売りを含む。）について割当予定先との間で締結する予定の取決めの内容

該当なし

(e) 提出者の株券の貸借に関する事項について割当予定先と提出者の特別利害関係者等との間で締結される予定の取決めがあることを知っている場合にはその内容

該当なし

(f) その他投資者の保護を図るため必要な事項

該当なし

(注2) ビザ・インク第八再録基本定款によれば、取締役会は、法律で定められた方法により採択および提出された決議によって、1種類以上のクラスおよびシリーズの優先株式または普通株式を創設し、法律で許される範囲内において、議決権（もしあれば）を含む各クラスおよびシリーズの優先株式または普通株式に関する権利または優先権を決定することができる。当社は、本書提出日現在において、「クラスA普通株式」、「クラスB - 1普通株式」、「クラスB - 2普通株式」および「クラスC普通株式」の4つのクラスの普通株式を発行している。また、当社は、本書提出日現在において、「シリーズA転換条項付参加型優先株式」、「シリーズB転換条項付参加型優先株式」および「シリーズC転換条項付参加型優先株式」の3つのシリーズの優先株式を発行している。別々の投票が、適用ある法律により要求されるか、ビザ・インク第八再録基本定款または優先株式指定証書に規定されていない限り、各株式の株主は、単一のクラスとして一緒に投票する。別々の投票が要求されないすべての事項につき、各株式の株主は、ビザ・インク第八再録基本定款または優先株式指定証書に定める特定の調整に基づき、保有する普通株式1株につき1票の議決権を有する。

(注3) 購入権の行使に基づき発行される普通株式の数は、本書提出日現在におけるすべての適格従業員が本制度に参加し、全員が行使期間において本制度上可能な最大限の賃金控除の積立てを行い、積立金の全額を普通株式の購入に充当し、かつ、1株当たり260.88米ドル（約41,107円）で普通株式が発行されると仮定した場合における見込数である。かかる1株当たりの価格は、各購入日における普通株式の公正市場価額と、2025年1月13日の1株当たり306.92米ドル（約48,361円）の公正市場価額が等しいと仮定した場合における公正市場価額の85%に相当する見込額である。実際の購入権の行使時に発行される普通株式の数は、各購入日における普通株式の公正市場価額に基づいて決定される。

(注4) 購入権の行使に際して払い込むべき金額は、2025年1月13日の普通株式の公正市場価額の85%に相当する1株当たり260.88米ドル（約41,107円）で普通株式が発行されると仮定した場合における見込額である。実際の購入権の行使に際して払い込むべき金額は、各購入日における普通株式の公正市場価額の85%に相当する価格となる。

(注5) 発行価額の総額は、本書提出日現在におけるすべての適格従業員が本制度に参加し、全員が本制度上可能な最大限の賃金控除の積立てを行い、かかる積立金を普通株式の購入に充当し、かつ、2025年1月13日の公正市場価額(306.92米ドル)の85%に相当する1株当たり260.88米ドルで普通株式が発行されると仮定した場合における見込額である。

(注6) 発行価格は、各購入日における普通株式の公正市場価額と、2025年1月13日の1株当たり306.92米ドル(約48,361円)の公正市場価額が等しいと仮定した場合における公正市場価額の85%に相当する見込額である。実際の発行価格は、各購入日における普通株式の公正市場価額に基づいて決定される。

(3) 【新株予約権証券の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受新株予約権数	引受けの条件
該当なし	該当なし	該当なし	該当なし
計	-	-	-

2 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額	発行諸費用の概算額	差引手取概算額
2,537,500米ドル (399,833,875円) ⁽¹⁾	0米ドル (0円)	2,537,500米ドル (399,833,875円)

(注1) 払込金額の総額は、本書提出日現在におけるすべての適格従業員が本制度に参加し、全員が本制度上可能な最大限の賃金控除の積立てを行い、かかる積立金を普通株式の購入に充当し、かつ、2025年1月13日の普通株式の公正市場価額(306.92米ドル)の85%に相当する1株当たり260.88米ドルで普通株式が発行されると仮定した場合における見込額である。

(2) 【手取金の使途】

本募集の目的は、当社およびその株主のために、ビザ・インクおよびその子会社の従業員が会社の普通株式を保有することによってもたらされるインセンティブからの恩恵を確保することであり、資金調達を目的としていない。

また、普通株式の発行による手取金は、その全額が運転資金、設備投資および子会社への投資等に充当される予定であるが、その具体的な内容および支出時期については、当社およびその子会社の資金繰りの状況等に応じて決定する見込みであり、現時点では未定である。

第2 【売出要項】

該当なし

第3 【第三者割当の場合の特記事項】

該当なし

第4【その他の記載事項】

発行届出目論見書の表紙には、当社の名称を記載する。また、発行届出目論見書「第一部 - 第4 その他の記載事項」に、本制度に関する以下の記述を記載する。

ビザ・インク**従業員株式購入制度**

取締役会により採択：2014年10月22日

株主により承認：2015年1月28日

第1条**目的**

ビザ・インク従業員株式購入制度（以下「本制度」という。）の目的は、従業員に対し、任意の税引後給与と出資を通じて普通株式を購入する機会を与えることにより、従業員の株式保有を奨励し、株式の購入を容易にすることである。本制度は、ビザ・インクまたは米国のビザ・インクの子会社の従業員である参加者に対する歳入法第423条に基づく適格従業員株式購入制度となることを企図するものである。本制度の規定は、したがって、歳入法第423条の要件に基づき、統一かつ非差別的な基準で、本制度への参加を拡大または縮小するように解釈される。上記にかかわらず、当社は、米国外の子会社に適当とみなされる限度において、歳入法第423条に基づき適格とすることを企図するものではない本制度に基づき、募集を行うことができる（それぞれ、以下「第423条以外の募集」と総称する。）。さらに、当社は、本制度に基づく個別の募集を行うことができ、そのそれぞれは異なる条件を有することができるが、各個別募集（第423条以外の募集を除く。）は、歳入法第423条の要件を遵守することを企図する。

第2条**定義**

本制度において使用される場合、以下の用語は、それぞれ以下に定める意味を有する。

- (a) 「適用ある法律」とは、米国の州の会社法、米国の連邦および州の証券法、歳入法、普通株式が上場されまたは相場付けされる証券取引所または相場システムに基づく株式報酬の運営に関するまたはこれに影響を及ぼす要件、ならびに本制度に基づき報酬が付与されるまたは今後付与される海外の国または法域の適用ある法律を意味する。
- (b) 「取締役会」とは、当社の取締役会を意味する。本制度を運営するために1つまたは複数の委員会が取締役会により任命されている場合、「取締役会」とは、かかる委員会も意味する。当社の取締役会がその他の決定をしない限り、取締役会の報酬委員会は、本制度を運営するために取締役会により任命されたものとみなされ、本制度に基づく取締役会の全権限を有するものとする。ただし、この委任が、取締役会が本制度に基づく取締役会の全権限を行使することもできるものとするように非制限的である場合は、この限りではない。
- (c) 「歳入法」とは、1986年米国内国歳入法（その後の改正を含む。）（本制度の関係においては、歳入法の規定に関して内国歳入庁およびその承継機関が制定した規則を含む。）を意味する。
- (d) 「委員会」とは、取締役会の報酬委員会または取締役会が指定する取締役会のその他の委員会を意味する。委員会の権限が特別に制限されない限り、委員会は、本制度において付与される取締役会の全権限（本制度の条件および適用ある法律に基づき、本制度をいつでも改正または終了する権限を含むが、これに限定されない。）を有するものとする。

- (e) 「普通株式」とは、当社の1株当たり額面金額0.0001米ドルのクラスA普通株式(第9.5条に列挙される会社の資本の変更に起因する、新規の、追加のまたは異なる株式または有価証券を含む。)を意味する。
- (f) 「当社」とは、デラウェア州法人であるビザ・インクおよびその承継会社を意味する。
- (g) 「報酬」とは、行使期間に関して、参加者の基本給の総額、残業手当および交代勤務制割増金の支払額、インセンティブ報酬、賞与ならびに現金の形で支払われるその他同様の報酬を意味する。取締役会は、その裁量により、統一かつ非差別的な基準で、歳入法第423条に基づき適格とされる募集に関して、歳入法第423条の要件に基づき、行使期間における報酬の異なる定義を定めることができる。さらに、取締役会は、上記に具体的に記載されない報酬または給与の項目がある限度において、米国外の従業員について報酬がいかに解釈されるべきかについての決定を行う権限を有する。
- (h) 「従業員」とは、その給与記録に基づき雇用主の従業員として指定される個人を意味する。参加者は、終了事由または参加者を雇用する法人が雇用主でなくなるもののいずれかにより、従業員でなくなったとみなされるものとする。
- (i) 「雇用主」とは、第4条に基づき、その従業員が取締役会により本制度への参加を明示的に認められた当社および各子会社を意味する。特定の従業員に関して、雇用主とは、(場合により)従業員を直接雇用している当社または各子会社を意味する。
- (j) 「公正市場価額」とは、取締役会が適当とみなす、一貫して適用される合理的評価方法の合理的適用により、取締役会が決定する日における普通株式の公正市場価額を意味する。ただし、普通株式が確立した証券取引所または証券市場において容易に取引できる場合、あらゆる日における公正市場価額は、当該日における当該取引所または当該市場における普通株式について報告される最終売値とするものとし、または当該日において売却が報告されない場合、売却が報告された当該日の直近日における最終売値とするものとし、この限りでない。
- (k) 「募集」とは、本制度に基づく普通株式の募集を意味する。
- (l) 「行使期間開始日」とは、あらゆる行使期間について、かかる行使期間の最初の日を意味する。
- (m) 「行使期間」とは、取締役会が定めた募集が行われている期間を意味し、行使期間開始日(または満了もしくは歳入法第423条(b)(7)もしくは同条の歳入法の承継規定に基づき定められるその他の適用ある期間)から27ヶ月を超えないものとする。
- (n) 「参加者」とは、第5.3条に従って購入期間において参加者となり、依然として本制度に基づく参加者である従業員を意味する。
- (o) 「給与出資」とは、第5.4条に基づく、また第5.3条および第5.4条に基づき雇用主により認められた賃金控除(または本制度に基づき許可され得るその他の出資の方法)による参加者の税引後報酬の出資を意味する。
- (p) 「購入日」とは、あらゆる行使期間について、かかる行使期間の最終日、または取締役会が決定する場合は、かかる行使期間内に存在する各購入期間の最終日を意味する。
- (q) 「購入期間」とは、行使期間内に含まれ、その最終日に未行使の購入権が行使される、取締役会が定めた期間を意味する。

- (r) 「購入価格」とは、第5.6条に定める意味を有する。
- (s) 「購入権」とは、第5条に基づき従業員に付与された普通株式を購入する権利を意味する。
- (t) 「子会社」とは、当該用語が歳入法第424条(f)に定義される、当社の「子会社」であるまたは今後当社の「子会社」となる可能性のある、現在または将来の当該法人を意味する。
- (u) 「終了事由」とは、参加者の何らかの理由による雇用主との間の雇用の終了または第4条の資格を失うこととなるその他の事由を意味する。ただし、本制度の目的上、当該個人が病気休暇、または雇用主の方針に従って承認されたその他の休暇を取っている一方で、個人の雇用関係がまだ引続き完全であるとみなされる場合は、この限りでない。ただし、また、かかる休暇期間が3ヶ月を超え、個人の再雇用の権利が法律または契約のいずれかにより保証されない場合は、その後、本制度の目的上のみで、雇用関係は、かかる休暇の開始の3ヶ月と1日後に終了したとみなされるものとし、この限りでない。当社および子会社間の参加者の雇用の移転は、終了事由とみなされないものとする。ただし、かかる雇用の移転後、参加者は引続き、第4条(c)に基づき従業員が本制度への参加から除外されない当社または子会社により雇用されるものとする。
- (v) ある日における、またある購入期間における参加者に関して「出資総額」とは、同日以前の当該参加者の給与出資の合計額から、かかる購入期間に関して、普通株式を購入するためにこれまでに使用された、または引き出されたもしくは分配された金額を減算した金額を意味する。

第3条

運営

3.1 取締役会による運営 本制度は、取締役会により運営されるものとする。取締役会は、本制度に関する責任を果たすことができるために必要または有益な可能性のある全権限を有するものとする。本第3条の上記文章の一般性を制限することなく、本制度の明示の規定に従うことを条件に、取締役会は、以下の完全かつ排他的な自由裁量的権限を有するものとする。すなわち、本制度ならびに本制度に関するあらゆる契約、様式および文書のすべての規定を解釈し、かつ適用する権限；本制度に関するすべての契約の様式、様式および文書を規定する権限；本制度に参加する資格を決定する権限；本制度を運営する規則および規程を採用する権限；本制度に基づきまたはこれに関連して生じるすべての紛争を解決および決定する権限；特定の項目が報酬に含まれるか否かを判断する権限；ならびに本制度の運営に必要なまたは有益とみなされるすべてのその他の決定を行う権限。本制度または契約に関する取締役会による決定、行動および判断は、最終的、確定的かつすべての当事者を拘束するものである。適用ある法律、規則および規程に基づき、取締役会は、その裁量により随時、本制度に基づく責任および権限の全部または一部を、当社または子会社の従業員または従業員のグループに委任し、いつでもかかる委任を撤回することができる。本制度の別段の規定にもかかわらず、取締役会は、米国外の法域の現地の法律および手続の特定の要件に応じるための、本制度の管理および運営に関する規則または手続を採用することができる。上記の一般性を制限することなく、取締役会は、参加資格、報酬の定義、賃金控除の処理、本制度への出資（賃金控除以外の形でのものを含むが、これに限定されない。）、賃金控除額を保有するための銀行または信託勘定の開設、利息支払、現地通貨の換算、所得税の支払義務、受益者指定要件の決定、現地要件により変わる源泉徴収手続および株券の取扱い、ならびに購入権に基づき取得された普通株式の売却に関して取締役会に提供予定の情報に関する、規則および手続を採用することを特に授權される。

3.2 役員の権限 当社の役員は、本制度において当社の責任であるまたはこれに割り当てられている事項、権利、義務、決定または選択に関して、当社を代理して行為する権限を有するものとする。ただし、役員は、かかる事項、権利、義務、決定または選択に関して、適法に授權されているものとする。

第4条

資格

4.1 一般規則 本制度で別段定められている場合を除き、すべての従業員は本制度に参加する資格がある。

4.2 適用除外

- (a) 第4.1条の規定にかかわらず、取締役会は、その単独の裁量で、()通常の勤務時間が週20時間以下の従業員、()通常の勤務期間が暦年において、5ヶ月超の従業員、()勤続年数が2年に満たない従業員、または()高額な報酬を受領している従業員(歳入法第414条(q)で定義される)を(同等の権利および特権に関する歳入法第423条に基づく限りにおいて)本制度の募集対象から除外することができ、除外する義務はない。第423条以外の募集に関して、取締役会は、さらに資格を縮小または拡大することができる。
- (b) 第4.1条にかかわらず、従業員が、購入権が付与された直後、株式所有を決定するために歳入法第423条(b)(3)および第424条(d)に基づく規則を適用して、当社または子会社の全種類の株式の総議決権の5%を超えて株式を保有することとなった場合は、本制度に参加することはできない。
- (c) 誤解を防ぐために、取締役会が本制度に基づく従業員として指定しない子会社の従業員は、本制度に参加することができない。

第5条

株式の購入

5.1 発行される株式 第5.7条および第9.5条の規定に基づき、本制度のもとで発行されうる普通株式は、5,000,000株を超えないものとする。本制度のもとで参加者またはその受益者に交付される株式の全部または一部は、その他の目的のために留保されていない授權未発行株式とすることができる。これらの株式のすべては、歳入法第423条の要件を遵守する本制度に基づき行われる募集に基づき発行することができる。株式が発行される(当社または適法に授權された当社の名義書換代理人の帳簿への適切な記入により証明される。)まで、参加者は、かかる株式に関して無担保債券者の権利のみを有することとなり、議決権または配当受取権またはその他株主としての権利は、かかる株式に関して存在しない。

5.2 購入権の付与 第4条に基づき、当社は、本制度に基づく購入権を、すべての従業員に提供する。購入権は、取締役会が決定する日に付与されるものとする。特定の購入期間における各購入権の期間は、かかる購入権の行使期間開始日前のかかる購入期間について取締役会が定めた購入日(または第9.6条もしくは第9.7条に基づきそれ以前に決定された日)に終了する。第5.4条の規定に従い、参加者の購入権の目的となる普通株式の数は、() (A)かかる参加者が第5.4条に基づいて出資した出資総額を(B)当該購入権により購入した各普通株式の購入価格で除した値、または、()行使期間開始日前の購入期間に関して取締役会により割当てられたすべての参加者に対する最大値合計に照らした最大値のいずれか少ない方とする。取締役会は、各購入権の目的となる株式を決定する際に、端株が含まれるか否か、また、含まれる場合にはその方法について定めることができる。

5.3 参加および賃金控除 第4条の要件を満たす従業員は、取締役会が指定する様式または形式による登録用紙に記入することにより、かつ、本制度に基づき取締役会が定めるその他の条件または制限を満たすことにより、第5条に基づき本制度に参加することができる。各参加者は、その選択時に、将来の給与期間に参加者の報酬から賃金控除を行うことにつき承認を与える。賃金控除を承認する選択は、取締役会が指定する方法で登録用紙に記入した日より後の、取締役会が決定する日に効力を生じる。

5.4 参加者の出資 各参加者には個別帳簿勘定(それぞれ、以下「本制度勘定」と総称する。)が開設され、その勘定に給与出資額が計上される。給与出資は、当社が単独の裁量で(法律上要求されない限り)給与出資が第三者に預託されるかまたはその他分離されることを決定する場合を除き、当社の一般基金に預託される。当社は、本制度に基づき受け取ったまたはこれが保有する給与出資を法人目的のために使用することができる。従業員は、報酬の全部(または取締役会が定めるその他の基準および取締役会が定める制限に基づき)につき、取締役会が決定する限度額までの給与出資を承認することができる。本制度の別段の規定にもかかわらず、参加者は、当該従業員に付与された購入権が発行済みである各暦年において、本制度に基づく購入権に基づき、また歳入法第423条に基づき適格であることを企図するものである当社または子会社のその他の従業員株式購入制度に基づき、購入権が付与された時点において決定された公正市場価額が25,000米ドル(または歳入法の適用ある規定に基づき随時調整される可能性のあるその他の額)を超えるレートで、普通株式を購入することを許可されないものとする。第5.8条で規定される場合を除き、参加者に終了事由が生じた時は、()参加者は以降給与出資を行えないものとし、()当該参加者の発行済購入権は終了し、その時点で本制度勘定に預託されている現金は参加者または本制度に基づき指定された受益者(適用ある場合)に返還される。本制度勘定に計上される額に関して、(法律上要求されない限り)利息は発生せず、または参加者もしくは本制度に基づき指定された受益者に分配されないものとする。

5.5 購入権の行使 参加者が購入日の30日前までにその本制度勘定にある現金残高の引き出しを請求する場合を除き、当該購入日(または取締役会もしくはその受任者が決定するその他の期間)において、当該購入日の当該本制度勘定にある現金残高は、当該購入権に基づき、購入価格で普通株式の全株式を購入するのに十分である限り、参加者の購入権の行使に使用される。募集において特に定める場合を除き、端株は発行されない。1株を購入するのに十分でない参加者の本制度勘定で積み立てられた給与出資は、第6条に定める参加者による早期引き出しを前提として、残りのまたはその後の購入期間において、当該勘定で保持されるものとする。年間株式購入限度額を超える給与出資は、購入日後の支払日に、利息を付さずに、参加者に返還される。購入日後の本制度勘定に残存するその他の金員は、購入日から30日以内に、参加者またはその受益者(適用ある場合)に、利息を付さずに、現金で返還されるものとする。本制度に基づき参加者が購入することができる普通株式の株式数が特定の購入期間において募集されるまたは本制度に基づき依然として入手可能である普通株式の数を上回る場合、普通株式の入手可能な株式は、購入日後の取締役会が公正かつ平等と判断する方法で、かかる参加者間で割当てられるものとする。

5.6 購入価格 第5.8条に定める場合を除き、各参加者が参加者の購入権の各行使にあたって払い込むべき普通株式1株当たりの購入価格(以下「購入価格」という。)は、購入期間に先立ち、取締役会がその裁量により(歳入法第423条に基づく適格募集に関する歳入法第423条の遵守に基づき)定められるものとする。ただし、取締役会が、()行使期間開始日時点の普通株式の公正市場価額の85パーセント(または影響を受けるすべての参加者に関して取締役会が一律に承認するそれを上回る割合)または()購入日時点の普通株式の公正市場価額の85パーセント(または影響を受けるすべての参加者に関して取締役会が一律に承認するそれを上回る割合)のうちいずれか低い方を下回る購入価格を定めない場合は、この限りではない。

5.7 購入権の消却、終了または剥奪 何らかの理由により普通株式を発行することなく消却、終了またはその他の方法で剥奪される購入権の目的となる普通株式は、本制度に基づく購入権のために再び授權株式となる。

5.8 死亡または永久的な就労不能による雇用地位の変更 (取締役会が決定したように)参加者の死亡または永久的な就労不能状態による終了事由が生じた場合には、参加者の本制度への参加は、適用ある法律に基づき、直ちに終了するものとする。かかる場合、株式の購入に使用されなかった参加者の本制度勘定の残高は、適用ある法律に従って支払われるものとする。

第6条

控除額の変更、雇用期間中の離脱および分配

6.1 控除額の変更 参加者は、ある購入期間につき給与出資を認めた場合には、当社に(行使期間につき取締役会が課した制限に基づく)当該変更の通知を行うことにより、所定の給与出資割合を変更することができる。

6.2 雇用期間中の離脱 参加者は、(取締役会が定める通知要件またはその他の制限に従い)いつでも、いかなる理由であっても、本制度への参加を中止し、第8条に基づき本制度勘定にある現金(もしあれば)の全部を引き出すことができる。参加者は、その後、新たな加入手続または第5.3条に基づき取締役会が定めるその他の加入方法を行った後、その後の行使期間において、参加を再開することができる。

6.3 雇用期間中の給与出資の分配 取締役会が別途決定する場合を除き、参加者が行使期間中の終了事由前のいずれかの時に給与出資を行わなくなった場合、その時において参加者の本制度勘定に保管されている現金残高は、その中止の効力発生日後の翌支払日において、可及的速やかに、当該参加者に自動的に分配される。取締役会は、歳入法第423条(b)(8)または本制度の第5.4条を遵守するのに必要な限度において、購入期間中いつでも、参加者の給与出資の割合を引き下げることができるが、0%を下回ってはならない。

第7条

株式の交付

普通株式の購入が行われる各購入日後合理的に可及的速やかに、当社は、当社が決定した形で購入権の行使により、また当社が定めた規程に基づき、購入された株式の各参加者への交付を手配する。当社は、株式が当社が指定したブローカーまたは当社の指定代理人に直接預託されることを許可または要求することができる。当社は、株式譲渡の電子的または自動化手段を利用することができる。当社は、指定期間において株式がかかるブローカーもしくは代理人に保持されることを要求することができる。かつ/またはかかる株式の不適格な売却の追跡を許可するためのその他の手続を定めることができる。いかなる参加者も、当該株式が購入され、参加者(本第7条に定めるとおり、当社が指定するブローカーを含む。)に交付されるまで、本制度に基づき付与された購入権に基づく普通株式に関して、議決権、配当権またはその他の株主権を有さない。

第8条

終了による引き出しおよび分配

終了事由または第9.6条に基づき本制度が終了した場合、参加者のために保管する金銭はすべて、当該参加者またはその受益者もしくは財産に分配される。積み立てられた給与出資に関して、引き出しまたはその他の分配は、現金の形で実施される。

第9条

雑則

9.1 源泉徴収およびその他の債務 当社または子会社は、本制度に基づき支払うべきすべての金銭または分配金から、連邦税、州税、地方税、外国税もしくはその他の税金または社会保険負担債務もしくはその他の要求される金額または購入権もしくは普通株式に関して法令により要求されるその他の債務を支払うための金銭（取締役会の許可を得て、普通株式を含む場合がある。）を控除するか、支払うべき金額を通知後、かかる金額の迅速な送金（または当社もしくは子会社に対するかかる金額の補償）、または当社が単独の裁量によって決定した方法による支払いを参加者または受益者に要求する権利および権限を有する。当社は、この源泉徴収要件が満たされるまで普通株式の交付を繰り延べることができる。取締役会は、その裁量により、参加者または受益者が、取締役会の課する条件に従い、購入日の直前の日の公正市場価額に基づく源泉税債務を履行するために十分な（ただし、要求される以上のものでない。）数の、本制度により発行可能な複数の完全な普通株式（または取締役会の裁量により完全な株式および端株）が源泉徴収されるという選択をすることを許可することができる。当社は、すべての税金、社会保険負担または本制度に関して要求されるその他の金額につき、いかなる表明または保証も行わず、また、本制度に基づく参加者の債務の軽減もしくは除去または特定の税金による業績の達成のために、本制度の要項または解釈の構築に取り組むことはなく、その義務を負わない。

9.2 譲渡禁止 参加者の勘定に対する賃金控除または本制度に基づいて付与される購入権は、遺言による場合または不動産相続および分配に関する法律による場合を除き、これを譲渡（売却、移転、質入れまたは抵当権設定を含むが、これらに限られない。）することはできず、本第9.2条に反する譲渡を試みても無効とする。購入権は、終了事由がない限り、かかる参加者のみがその生存中に限り行使することができる。

9.3 参加者の持分 参加者は、本制度に従ってかかる購入権が行使され、第7条に従って普通株式が交付されるまで、参加者の購入権が適用される普通株式に関して、株主としての持分（議決権および配当権を含むが、これに限定されない。）を持たない。

9.4 受益者の指定 各参加者は、指定されたブローカーの許可を得て、参加者が死亡または永久的な就労不能に陥った場合に、本制度に基づく普通株式を受領することとなる受益者を指定する旨の書面を、本制度を管理する指定されたブローカーに提出することができる。参加者の本制度勘定に保有されている現金に対しては、受益者を指定することはできない。参加者の死亡時または永久的な就労不能に陥った時点で参加者の本制度勘定に保有されているすべての現金は、適用ある法律に従って支払われるものとする。受益者は、受益者を指定した参加者の死亡前においては、指定されたブローカーにより参加者のために保有される株式に対する持分を取得しない。

9.5 資本金の変更に伴う調整 再分類、資本の再構成、合併、統合、組織再編（かかる組織再編が、歳入法第368条における当該用語の定義の範囲内であるか否かを問わない。）、ワラントもしくは権利の発行、配当もしくはその他の分配（現金、株式またはその他の財産のいずれの形式によるかを問わない。）、株式分割もしくは逆株式分割、株式の人的分割、分割、株式の併合もしくは交換、株式の再購入またはその他の起こりうる企業構造の変化、当社の部分的もしくは完全な清算または（通常の現金配当以外の）当社株主への分配のような企業事由および企業間取引（当社の普通株式または資本金の変動を含む。）、またはこれらに準ずる企業事由および企業間取引の場合、（ ）取締役会は、当該事由後に本制度に基づき取得される株式の種類を決定し、また、（ ）第5.1条に基づき付与することができるまたは未行使の購入権の目的となる普通株式の総数、参加者が購入期間中に購入することのできる普通株式の最大数および未行使の購入権に適用される各購入権の価格について、取締役会が、本制度に基づく参加者の権利の希薄化または拡大を避けるために必要な調整を適切に行うこととし、取締役会の決定は最終的であり、拘束力を有し、かつ確定的であるものとする。本制度に明示の定めがある場合を除き、当社によるすべてのクラスの株式またはすべてのクラスの株式に転換可能な有価証券の発行は、購入権の対象である普通株式の数または価格に影響を与えず、またそれらに関し、かかる発行を理由とする調整は行われない。

9.6 支配権の変更 当社またはその株主が、当社が存続企業でない売却、合併もしくは組織再編（当社が存続企業であるか否かを問わず、当社が設立された州に主要な影響を及ぼした組織再編、完全所有子会社との合併もしくは統合、その他当社の株主もしくはその保有株式に重要な変更をもたらさない取引を除く。）により、当社の全部もしくはほぼ全部の資産または発行済株式を処分する契約を締結した場合、あるいは当社が清算された場合、本制度に基づくすべての未行使の購入権は、かかる売却、合併、組織再編または清算（かかる場合には、購入期間が終了したとみなされる。）が成立する直前に、第4.2条、第5.1条および第5.2条の制限を条件として、購入価格における参加者の購入権に基づき、各参加者の本制度勘定に入金される金額すべてを可能な限り多くの普通株式の購入に充当することにより、自動的に行使されるものとする。

9.7 本制度の改正または終了 取締役会は、適用ある法律で許可される限り、参加者または従業員への通知または承認を得ることなく本制度の全部またはその一部を随時改正し、修正し、停止または終了することができる。ただし、（ ）本制度に基づき発行される株式数を増加し、（ ）本制度における最低購入価格を引き下げ、（ ）個別の購入権の限度を変更し、（ ）本制度に参加できる従業員の種別を変更し、（ ）適用ある法律、規制または規則により株主の決議を必要とするかかる改正を行う場合は、当社の株主の承認を必要とする。ただし取締役会は、当社の株主の承認を得ることなく、雇用主を構成する子会社（かかる会社の従業員は本制度に参加することができる。）を随時指名する裁量的権限を有する。本制度のいかなる改正、修正または終了も、参加者または従業員の承認を得ずに、現在継続中または直前に終了した購入期間について、本制度に基づく参加者または従業員の直前において未払いの権利に重大な悪影響を及ぼすものであってはならない。ただし、本制度の終了の際に、取締役会の裁量により、購入期間の終了日が前倒しとなり、未行使の購入権が消却または行使される場合を除く。本制度が終了した時は、参加者の本制度勘定に預託されたすべての現金は、可能な限り速やかに第8条に従って各参加者に分配されるものとする。取締役会は、継続中の購入期間をいつでも終了することができ、その裁量により、参加者の本制度勘定にある未行使の現金残高を、第5条に従い普通株式の購入のために使用するか、第8条に従い適格参加者に分配することができる。株主の同意を得ることなく、また上記を制限することなく、取締役会は、米ドル以外の通貨で控除された金額に適用される変動比率を設定し、適切に完了した控除選択の処理における遅滞または不備に係る調整のため、参加者により指定された金額を超える額の賃金控除を許可し、各参加者の普通株式の購入に適用される金額が、参加者の報酬から控除される金額と正確に一致していることを保証するための合理的な待機期間および調整期間ならびに／または会計手続および信用手続を設定し、また単独の裁量により、本制度および歳入法第423条と整合する妥当なその他の制限または手続を設定する権利を有する。

9.8 米国外の従業員に関する要項の変更またはサブ・プランの導入に係る権限 本制度の別段の定めにもかかわらず、当社もしくはその子会社が業務を行っているか、または本制度参加者を雇用しているその他の国の法律もしくは規制を遵守するため、または本制度の運営の円滑化のため、取締役会はいかなるときも、（ ）適用ある外国法もしくは規制、税務政策、会計基準または慣習法を遵守するため、または本制度の運営の円滑化のために、米国外の個人に適用される本制度の要項を修正し、（ ）必要なまたは望ましい範囲内で、サブ・プランの設立および管理手続その他の手続規定の変更を行い（かかるサブ・プランおよび／または変更は、本制度に付属書類として添付するものとする。）、（ ）必要な地方自治体における規制の除外もしくは認可または適用ある法律の承認を得るためまたはそれらを遵守するために望ましいと考えられる行動をとる権限を有する。サブ・プランが設立されている限り、かかるサブ・プランの規則は、第5.1条を除く本制度の他の規定より優先されるが、かかるサブ・プランの要項による別段の記載がない限り、本制度の規定がかかるサブ・プランの運用を管理するものとする。また、外国の法域における法律を遵守するため、取締役会がその裁量により、歳入法第423条に基づく募集において、米国外法域の従業員（米国民が外国人居住者かを問わない。）に、米国居住の従業員に対する同様の募集において付与される購入権よりも不利な条件で、購入権を付与する権限を有する。ただし、歳入法第423条に基づく募集が、他の募集と切り離されたものとして指定され、米国外法域の従業員に対して行われた場合は、その条件が不利である必要はない。歳入法第423条に基づく要件を遵守している場合、かかる条件をより有利に設定することができる。上記にかかわらず、取締役会は、本制度において、1934年証券取引所法（その後の改正を含む。）、歳入法、あらゆる証券

法もしくは準拠法またはその他の適用ある法律を侵害し、または本制度が歳入法第423条に準拠しないものとなるような行動をとってはならない。

9.9 企業活動の自由 本制度のいかなる規定も、当社、子会社もしくはその他の関連法人が適当であるまたは当社、子会社もしくはその他の関連法人の最高の利益になると認めるコーポレートアクション（資本構成または事業構成の調整、区分変更、再編成または変更、事業または資産の全部または一部の合併、統合、清算、換価、売却または譲渡を行うための当社の権利または権限を含むが、これらに限られない。）を、そのアクションが本制度または本制度に基づき付与される購入権に悪影響を及ぼすか否かを問わず、当社、子会社またはその他の関連法人が行うことを妨げるものとは解釈されない。参加者、従業員、受益者またはその他の者は、このアクションの結果、当社、子会社またはその他の関連法人に対する請求権を有しない。

9.10 株式の発行に係る条件

- (a) 本制度に基づく購入権の付与および普通株式の発行は、適用あるすべての法律、規則および規制ならびに政府機関または国内証券取引所の所要の承認を条件とする。
- (b) 取締役会が、その裁量により、証券取引所におけるまたは適用ある法律に基づく普通株式の上場、登録および／もしくは資格付与、または政府規制機関の同意もしくは承認が、本制度における株式の売却もしくは購入の条件として、またはそれに関連して、必要もしくは望ましいと判断した場合はいつでも、かかる上場、登録、資格付与、同意および／または承認が、（別段の定めがない限り）取締役会が認めていない条件を免除されて有効となりまたは取得されるまでは、当社は、購入権の付与、行使および支払の許可または全部または一部が本制度に基づき発行される株式に係る権利の証明書の発行もしくは交付を行う義務はない。
- (c) 当社弁護士が、購入権に基づく普通株式の売却または交付が、適用ある法域の法律、規則または規制において違法である（可能性がある）または当社もしくは子会社に対する消費税の課税をもたらす（可能性がある）と判断した場合はいつでも、かかる売却または交付を行う義務や、1933年証券法（その後の改正を含む。）に基づきまたは普通株式もしくは購入権に関連して申請し、資格付与もしくは登録を有効化または持続する義務はなく、当社弁護士が、かかる売却または交付が合法である、または当社もしくは子会社に対する消費税の課税をもたらさないと判断するまで、購入権の行使または支払に係る権利は停止される。
- (d) 取締役会は、購入権に関して普通株式を受領する人物に対し、かかる者はその配当を目的としてではなく株式を取得する旨を書面によりおよび／または取締役会が定めたとおり、当社に表明および同意することを要求することができる。取締役会は、その絶対的な裁量により、購入権を有するすべての人物によって購入可能または受取可能な普通株式の保有および譲渡性につき、適切であるとみなされた場合には当該制限を課すことができる。

9.11 本制度を受諾したとみなされる参加者 本制度に基づく利益を受領することにより、参加者およびかかる参加者によってまたは参加者を通して請求する人物は、最終的に本制度のすべての条件およびいかなる場合においても本制度の条件に基づいて行われる取締役会のすべての行動に対し、受諾および認可を表明し、それらに同意したものとみなされる。

9.12 参加者の権利

- (a) 権利または請求権 いかなる者も、本制度およびそれに基づく適用ある契約、募集書類またはサブ・プランに規定される以外の権利または請求権を持たない。本制度に基づく当社および子会社の責任は、本制度に明示される義務に制限され、本制度の条件または規定は、取締役会が本制度に明示していないさらなるまたは追加的な義務、債務または費用を当社、子会社またはその他の関連法人に課するものと解釈することはできない。本制度に基づく購入権の付与は、本制度に規定されるかかる種類の購入権もし

くはすべての購入権に適用ある規定および条件に基づき、またはかかる購入権を証する適用ある契約、募集書類もしくはサブ・プランに明示される場合を除き、かかる購入権を保有する従業員に対しいかなる権利をも付与するものではない。上記の一般性を損なうことなく、本制度の存在も、本制度またはそれに基づく契約、募集書類もしくはサブ・プランに含まれるいかなる内容も、以下のようにみなされるものではない。

- () すべての従業員に対し、特定の職位、特定の報酬額または特定の期間その他を問わず、雇用主に雇用し続けられる権利を与える。
- () 従業員の雇用をいつでも理由の有無を問わず終了、変更または修正する雇用主の権利を、適用ある法律に基づき、何らかの方法で制限する。
- () 雇用主と従業員との間の雇用契約を設定する、または雇用主に雇用し続けられる権利を構成する。
- () すべての従業員が、当社および/または子会社から、現金もしくは普通株式またはこれらの組み合わせによる賞与を受領する権利を与える。または、従業員に対し賞与を支払うか否か、また支払う場合にはその金額および支払方法を単独の裁量により決定する当社および/または子会社の権利を、何らかの方法で制限する。
- () 雇用または解雇のいずれに基づくかを問わず、すべての従業員に、本制度およびそれに基づく適用ある契約、募集書類またはサブ・プランに明示される以外の購入権に関する権利を与えるか、本制度またはその他の方法に基づき、既存のまたは将来の購入権(または購入権の価値に基づく支払もしくは利益)を追加で受領する権利を与える。

(b) 行使権 本制度の他の規定にもかかわらず、従業員の購入権を行使する権利または資格は、雇用主への継続的雇用によってのみ生じるものとする。

(c) 利益に対する影響の不存在 購入権に基づき参加者が受領した報酬は、いかなる目的(終了の判断、補償、離職、退職、余剰人員の解雇、役務支払の終了、賞与、長期勤続報奨、年金もしくは退職手当または法律、計画、方針、プログラム、契約、取決めその他に基づく同様の支払を含む。)上も、かかる参加者の通常または予想される報酬または給与の一部ではない。報酬または損害に対するいかなる請求または権利も、本制度の終了または購入権の額もしくは本制度に基づき購入されもしくはその他受領された普通株式の株式数の減少に起因しない。

(d) その他の制度に対する影響の不存在 本制度の採用または本制度に含まれる規定のいずれも、当社もしくは子会社のその他の報酬もしくはインセンティブ・プランもしくは取決めに影響を及ぼすものではなく、または当社もしくは子会社の従業員のためのその他の形のインセンティブもしくは報酬を定めるものではなく、または本制度に基づく以外の購入権もしくはその他の権利を付与しもしくは引き受ける権利を侵害しもしくは制限するものではない。

9.13 本制度の期間 取締役会による本制度の採用の後、本制度は、定足数が出席している臨時または年次株主総会に出席し、代表している当社の株主により本制度が承認される日をもって効力が生じるものとし、その承認は、本制度が取締役会により採用された日の1年前から1年後までに行われる。本制度は、()第9.7条に基づく本制度の終了および()本制度に基づく購入権に基づき発行する株式がなくなった時のいずれか早く到来する日をもって終了する。

9.14 準拠法 今後決定される普通株式の発行に関する事項またはコーポレート・ガバナンスのその他の事項、ならびにデラウェア州法に基づき解釈される関連する本制度および購入権の規定を除き、本制度および

各募集書類は、カリフォルニア州法に準拠するものとする(その他本制度の解釈を別の法域の実体法に委ねる可能性のある法律、規則または原則の矛盾または選択を除く。)。参加者は、本制度または関連契約に起因しまたはこれに関連する可能性のある一切の問題を解決するために、カリフォルニア州の連邦裁判所または州裁判所の専属管轄権および裁判籍に従うとみなされる。

9.15 運営費 当社は、本制度の運営において発生したすべての経費および費用(本制度に基づき付与された購入権に基づく普通株式発行の費用を含む。)を負担するものとする。

9.16 可分性 本制度の規定が何らかの理由で違法または無効とされた場合、かかる違法性または無効性は、本制度の他の規定に影響を及ぼさないものとし、本制度は、違法または無効な規定が含まれていなかったものとして、解釈され、実施されるものとする。

9.17 構造：見出し 文脈上別異の定めがない限り、本制度において使用される男性の用語は、女性の用語も含むものとし、複数形は単数形を含むものとし、単数形は複数形を含むものとする。本制度中の「条」および「段落」という用語は、別段の明示がない限り、本制度の規定を指すものとする。本制度中の「含む」および「含んでいる」という用語は、文脈上別異に解すべき場合を除いて、実際に同様の意味の用語が続くか否かを問わず、「限定されない」が続くとみなされるものとする。本制度に記載されている表題および見出しは、便宜上挿入されているに過ぎない。これらは、本制度の規定の範囲または意図を明確にし、制限し、解釈し、または述べるものでない。

第二部【公開買付けに関する情報】

該当なし

第三部【参照情報】

第1【参照書類】

会社の概況および事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1【有価証券報告書及びその添付書類】

(事業年度	自 2022年10月 1 日	)	2024年 3 月28日 関東財務局長に提出。
至 2023年 9 月30日			

2【半期報告書】

(事業年度	自 2023年10月 1 日	)	2024年 6 月27日 関東財務局長に提出。
至 2024年 3 月31日			

3【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本届出書提出日(2025年1月22日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項ならびに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第1項および第2項第1号の規定に基づく臨時報告書を2024年6月13日に、関東財務局長に提出。

4【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本届出書提出日(2025年1月22日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項ならびに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第1項および第2項第1号の規定に基づく臨時報告書を2024年7月16日に、関東財務局長に提出。

5【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本届出書提出日(2025年1月22日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項ならびに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第1項および第2項第1号の規定に基づく臨時報告書を2024年12月2日に、関東財務局長に提出。

6【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本届出書提出日(2025年1月22日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項ならびに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第1項および第2項第1号の規定に基づく臨時報告書を2025年1月22日に、関東財務局長に提出。

7【外国会社報告書及びその補足書類】

該当なし

8【外国会社半期報告書及びその補足書類】

該当なし

9【外国会社臨時報告書】

該当なし

10【訂正報告書】

該当なし

第2【参照書類の補完情報】

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書および半期報告書（以下「有価証券報告書等」と総称する。）の「事業等のリスク」に記載された事項について、当該有価証券報告書等の提出日以後、本書提出日までの間において重大な変更および追加で記載すべき事項が生じている。

以下の内容は当該「事業等のリスク」を一括して記載したものであり、変更および追加箇所については_____ 野で示している。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されているが、下記「事業等のリスク」に記載の事項を除き、当該事項は本書提出日現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載する将来に関する事項もない。

[事業等のリスク]

(1) 規制上のリスク

当社は、当社の事業および財務業績に悪影響を及ぼす可能性のある複雑かつ進化し続ける世界的な規制の対象となっている。

当社は世界的な決済技術会社として、当社の事業を統制する複雑かつ進化し続ける規制の対象となっている。当社の事業に影響を与える最も重要な規制分野の詳細については、2024年9月30日に終了した事業年度の年次報告書 (Form 10-K) の「第1章 - 1 事業 - 政府規制」を参照のこと。これらの規制が当社、当社の顧客およびその他の第三者に与える影響により、当社は、決済システムの規則を施行する能力が制限され、新たな規則の採用または既存の規則の変更を要求される可能性があり、当社の既存の契約上の取決めに影響を及ぼし、当社のコンプライアンス費用が増加し、望ましくない方法で競合企業を含む第三者に当社の技術または知的財産を利用可能にすることが要求される可能性がある。以下に詳述するとおり、当社は、インターチェンジ払戻レート、優先ルーティング、国内処理およびローカライゼーション要件、通貨変換、POS取引規則および慣行、プライバシー、データ利用およびデータ保護、ライセンス要件ならびに関連する製品技術等に関する様々な規則および規制に直面する可能性がある。その結果、ビザ運営規則および当社の他の契約債務は、国ごと、州ごとまたは商品ごとに異なる可能性がある。これらおよびその他の規制を遵守することにより、当社の費用負担および業務の複雑性が増加し、当社の収益機会が減少する。

世界中で大きく異なる規制が存在することとなった場合、当社の商品、サービス、手数料およびその他当社の事業の重要な側面を迅速に調整し、規制に適合させることが困難になる可能性がある。当社のコンプライアンス・プログラムおよび方針は、マネー・ロンダリング防止、腐敗防止、競争、送金サービス、プライバシーおよび制裁措置に関する規制等、当社による幅広い規制ならびに法律の遵守を支援するために策定されているが、規制の発展に伴い、当社は継続的にコンプライアンス・プログラムの調整を行う。しかしながら、当社は、当社の慣行がすべての適用ある規制当局の要件を遵守しているとみなされると保証することはできない。当社が統制を怠った場合またはその他の理由により規制を遵守していないと判明した場合、当社は損害賠償、民事上および刑事上の罰則、訴訟、調査ならびに訴訟手続の対象となり、また当社の世界的ブランドおよび評判を傷つける可能性がある。さらに、決済業界に集中した規制の発展および拡大により、当社の顧客が発行するビザの商品の数、当社の決済高および当社の純収益、当社のブランド、当社の競争力、

当社の商品およびサービスを差別化するための当社の知的財産の利用能力、当社が提供する商品およびサービスの質と種類、当社の商品が利用される国ならびに当社の商品を購入または受け入れることのできる消費者および加盟店の種類が悪影響を受けるまたは減少する可能性があるが、これらはすべて当社の事業および財務業績に損害を生じさせる可能性がある。

インターチェンジ払戻手数料、加盟店割引率、運営規則、リスク管理手続およびその他これに関連する慣行等、世界の決済業界に対する監督および規制の強化は、当社の事業に損害を生じさせる可能性がある。

世界中の規制当局は、決済業界の様々な側面を規制するための権限を確立または強化している。詳細については、2024年9月30日に終了した事業年度の年次報告書(Form 10-K)の「第1章 - 1事業 - 政府規制」を参照のこと。当社は、これまでに米国およびその他多くの法域において、デフォルト・インターチェンジ払戻手数料を設定している。当社は、一般的に決済取引においてインターチェンジ払戻手数料に関するいかなる収益も受領しないが(クレジットおよびデビット取引の場合には、インターチェンジ払戻手数料は加盟店獲得会社から発行会社に対して支払われる。ATM等の特定の取引については、逆となる。)、インターチェンジ払戻手数料は、当社が他の決済プロバイダーと競合する1つの要素となっており、したがって、当社が処理する取引高の重要な決定要因である。結果として、かかる手数料の変更は、それが任意なものであるか強制によるものなのかにかかわらず、当社の決済高および純収益全般に大きな影響を及ぼす可能性がある。

インターチェンジ払戻手数料、運営規則およびこれに関連する慣行の一部は、依然として世界的に政府の規制強化の対象となっており、多くの法域において、規制当局および中央銀行によって、かかる手数料、規則および慣行がすでに審査され、または現在審査されている。たとえば、

- ・米国の連邦準備制度により導入された規制では、大手金融機関が受領する米国のデビット・インターチェンジ払戻レートの上限を1取引当たり21セント・プラス・5ペーシス・ポイント(さらに1セントの不正防止対策費調整が加算される可能性がある。)に設定している。さらに、米国ドッド・フランク・ウォール・ストリート改革および消費者保護法(以下「ドッド・フランク法」という。)により、発行会社および決済ネットワークがデビット・エリアおよびプリペイド・エリアにおいてネットワーク独占権および優先ルーティングを導入する能力が制限され、当社の事業もまた影響を受けている。加盟店からの要請に応え、連邦準備制度は最近、ドッド・フランク法のこれらの側面を導入する規制を見直すための措置を講じた。たとえば、2022年10月、連邦準備制度は最終規則を公表し、2023年7月1日までに、発行会社にカードを提示しない(以下「CNP」という。)デビット取引でルーティングが可能な2つ以上の非系列ネットワークを確保することを義務付けた。2023年10月、連邦準備制度は、2年ごとに自動調整される仕組みでデビット・インターチェンジ・レートをさらに引き下げるコメントを求める提案を公表した。一方、米国の国会議員および州議会議員によるクレジット・インターチェンジ手数料およびルーティングの慣行への規制に対して、引続き関心が集まっている。2023年6月には、特に大手発行銀行に対し、電子クレジット取引を処理する際に2つ以上の非系列ネットワークから選択肢を提示することを義務付ける法案が、米国の上下両院に再提出された。同様の法案は2022年の前議会にも提出されたが、可決には至らなかった。今回の法案は超党派の支持も得ており、最終的な結果はいまだ不透明なものの、法案提出者はその可決を強く主張している。最後に、米国の一部の州において、インターチェンジの徴収方法を規制する法律が可決されたか、または可決が検討されている。たとえば、2024年5月、イリノイ州は、取引における州税およびチップ部分にインターチェンジを課すことを制限する法律を可決し、金融機関および決済ネットワーク等が、取引の円滑化または処理以外の目的で決済取引データを利用することを制限している。かかる法律は、当社の事業に重大な技術上およびコンプライアンス上の負担を課す可能性もある。欧州では、欧州連合(以下「EU」という。)のインターチェンジ手数料規制(以下「IFR」という。)により、欧州経済領域(EEA)内の消費者クレジットおよび消費者デビットの国内およびクロスボーダー両方の取引にかかるインターチェンジ手数料について実効上限(それぞれ30ペーシス・ポイントおよび20ペーシス・ポイント)が設定されている。EU加盟国は、その域内でこれらのインターチェンジ・レベルをさらに引き下げることができる。欧州委員会は、別のIFRの影響

評価を実施する意向を表明している。これにより、インターチェンジ・レートの上限がさらに引き下げられ、他の種類の商品、サービスおよび手数料への規制が拡大する可能性がある。

- ・アルゼンチン、ブラジル、チリ、コスタリカ等ラテン・アメリカの国々では、決済ネットワークに対する規制措置を引続き検討しており、インターチェンジの上限を導入し、または検証している。アジア太平洋地域では、すでにインターチェンジを規制しているオーストラリア準備銀行(以下「RBA」という。)が、受入コスト、二重ネットワーク・デビットカードに加盟店選択ルーティングを義務付けることの潜在的なメリットおよびデジタル・ウォレット決済における競争に関連する問題について、引続き監視している。2022年、ニュージーランド議会は、デビットカードおよびクレジットカード商品の国内インターチェンジ・レートに上限を設ける法案を可決し、政府は企業および消費者向けのデジタル決済のコストを削減することに引続き注力している。中東欧、中東およびアフリカ地域の一部の国々(アラブ首長国連邦を含む。)においても、インターチェンジは規制されている。最後に、多くの政府(インド政府、コスタリカ政府およびトルコ政府を含むがこれらに限定されない。)が、加盟店割引率(以下「MDR」という。)をさらに引き下げる規制を適用しており、当社の取引の経済面に悪影響を及ぼす可能性がある。
- ・インターチェンジおよびMDR規制の焦点は、歴史的には国内レートに集中してきたが、近年はクロスボーダー・レートへの注目が高まっている例がいくつか見られる。たとえば、2019年に当社は、欧州委員会との和解において、一部のクロスボーダー・インターチェンジ・レートを制限することで合意した。かかる合意は2029年まで延長されている。2020年に、コスタリカは、規制によってクロスボーダー・インターチェンジ・レートを正式に規制した最初の国となった。クロスボーダーのMDRは、コスタリカおよびトルコでも規制されている。2022年6月、英国の決済システム規制機関(以下「PSR」という。)は、英国のEU離脱後の英国・欧州間取引におけるインターチェンジ・レートの増加に焦点を当てた市場見直しを開始した。
- ・上記のとおり、加盟店およびその他の業界関係者によるロビー活動の増加に伴い、規制当局がネットワーク手数料についても関心を示し始める可能性がある。たとえば、英国のPSRは、スキームおよび処理手数料に関する市場見直しを実施している。PSRは、中間報告書において、実行可能な救済措置について検討していることを示唆しており、そのいずれかが採用された場合、英国における当社の事業にさらなる複雑性および負担が課される可能性がある。オーストラリア、EUおよびチリ等、その他の規制当局も、透明性に関連する問題を含め、ネットワーク手数料に関心を示している。最後に、2024年にギリシャ議会は、一部の加盟店カテゴリーにおける特定の少額取引の加盟店獲得会社手数料を3年間の期限付きで制限した。
- ・さらに、アルゼンチン、コロンビア、ドミニカ共和国、パラグアイ、ペルーおよび南アフリカ等の一部の国々の業界関係者は、競争規制当局の調査を求めたり、ビザのクロスボーダーアクワイヤリングの制限を含む特定のネットワーク規則に関連した申立てを行ったりしている。チリ中央銀行は最近、特定の条件下においてCNP取引のクロスボーダーアクワイヤリングを許可する規制を制定した。ブラジルのように、政府によるネットワーク規制の一部について事前承認を求める規制を導入した国もあり、これも特定の市場における当社の事業展開に影響を与える可能性がある。
- ・また、政府による規制または圧力により、当社の規則および慣行が影響を受ける可能性があり、当社は、他の決済ネットワークによるビザの商品またはサービスの支援を許可することや、当社の商品上に他のネットワークの機能性やブランド・マークを付加すること、もしくは当社知的財産の他のネットワークとの共有を許可することを義務付けられる可能性がある。さらに、スキームおよびプロセスの分離を定めるEUの規定は、費用を増大させ、当社の商業、革新および商品戦略の実行に影響を及ぼしている。
- ・また、当社はブラジル、インド、英国およびEU内を含む数多くの国において、中央銀行による監督の対象となっている。いくつかの法域において、当社は「システム上重要な決済システム」として指定されている。既存の監督枠組みがあるいくつかの国では、規制力をさらに強化する動きが見られる一方で、他の法域における規制当局は、これらの規制原則に基づいたアプローチを検討または導入している。た

例えば、2023年10月、ビザネット(VisaNet)がカナダにおいて重要な決済システムとして指定された。この種の指定により、一般的に、ガバナンス、レポートニング、サイバーセキュリティ、取引処理基盤、資本および/または信用リスク管理に関連する方針、手続きおよび要件を含む、認可、清算および決済業務の監督が行われることとなる。当社は、各地でのリスク管理またはガバナンスと共に、各地で十分な資本および資金レベルを維持するための要件の増大を含む決済および流動性リスクの軽減を意図した方針ならびに活動が必要となる可能性もある。また、監督の強化には、当社の決済システムに対する参与および加盟店のアクセスに関する新たな基準が含まれる可能性がある。さらに、サイバーセキュリティに対する政府の関心が高まるにつれ、当社の一部の事業が、特定の中央銀行によって重要または不可欠なインフラであると考えられるようになっている。

- ・決済技術の革新により、当社は新たな商品およびサービスの展開が可能になったが、同時に規制上の影響が及び得る範囲も拡大した。たとえば、トークン化、プッシュ式決済および新たなフロー(ビザB2Bコネクト(Visa B2B Connect)等)を含む新たな商品および機能により、かかる商品または機能が提供される国々において許認可要件が増加する可能性がある。また、一部の事業については、決済機関または送金業者として規制されており、様々なライセンス、監督、その他の要件が課されている。「ネットワークのネットワーク」戦略の推進により、当社の機能およびサービスが拡大し続けていることから、当社は新たな種類のライセンスを取得する必要がある。これらのライセンスは、決済カード・ネットワークとしての役割において当社が服する義務とは異なる監督およびコンプライアンス義務を増加させる可能性がある。

世界中の規制当局は、決済業界の規制に関する相互の取組みについてさらに注目している。その結果、1つの法域における進展は、他の法域における規制上の取組みに影響を及ぼす可能性がある。1つの法域において新たな法令または規制上の結果によってもたらされるリスクは、当該法令または規制が同様に制定される可能性および当社の他の法域における事業または他の商品提供に関する事業に悪影響を及ぼす可能性を有する。たとえば、クロスボーダー・インターチェンジ・レートに関する当社と欧州委員会との和解は、世界の他の地域の規制当局から事前に注目を集めた。同様に、1つの商品提供について新たな規制が施行された場合、規制当局が当該規制を他の商品提供に拡大適用する可能性がある。たとえば、クレジット決済がデビット決済と同様の規制を受けることになる可能性がある(その逆の場合もある。)。RBAは当初クレジット・インターチェンジを制限したが、のちにデビット・インターチェンジについても同様に制限を設けた。

当社がデフォルト・インターチェンジ払戻レートを最適なレベルに設定することができない場合、当社の決済システムは発行会社および加盟店獲得会社にとって魅力的でなくなる可能性がある。これにより、当社の競合他社が有する加盟店および消費者の両者と直結したクローズド・ループの決済システムのような他の決済システムの優位性が際立つことが考えられる。当社は、一部の発行会社がかかる規制に対し、消費者に新たな手数料もしくはさらに高額な手数料を賦課する、または一定の利益を削減するという反応を示し、その結果消費者にとっての当社の商品の魅力は低下すると考えている。一部の加盟店獲得会社は、ビザのインターチェンジ払戻レートにかかわらず、MDRの引上げを選択することができ、これにより加盟店が当社の商品を受け付けなくなるか、顧客に他の決済システムまたは決済方法を案内するようになる可能性がある。また、決済プログラム費用の削減を図るために、一部の発行会社および加盟店獲得会社は、当社が賦課する手数料の削減を含む当社からのインセンティブをすでに取得、また今後も継続的に取得する可能性があり、これにより当社の純収益は直接的に影響を受ける。

最後に、米国、欧州およびその他の地域の政策担当者および規制機関は、デジタル経済のニーズに応えるため、既存の競争法を改革する方法を模索している。これには、大手テクノロジー企業に対するM&Aへの関与の制限、潜在的競合企業との相互運用の義務付け、ある種の自己優先的行為の禁止等が含まれる。これらの取組みの焦点は、主に大手テクノロジー企業、eコマース企業およびソーシャルメディア企業に対する規制を強化することに置かれているが、決済ネットワークを含む他のタイプの企業にも影響を及ぼす可能性があり、当社の事業を効果的に管理する能力が制約されたり、当社の商品やサービスの提供方法が制限されたりする可能性がある。

政府が国際決済システムに対して課す義務および/または制限により、当社は、中国およびインド等の重要な市場を含む特定の国々のプロバイダーとの間で競争することができなくなる可能性がある。

多くの法域の政府は、市場参入に障壁および優先的な国内規制を設けることにより、カード・ネットワーク、ブランドおよび決済業者を含む国内の決済プロバイダーを国際競争から保護している。かかる政策および規制は、様々な度合いで市場の競争条件に影響を与え、国際決済ネットワークの競争力を損なわせている。規制当局もまた、国内のプロバイダーに有利となる規制上の要件を課す、または国内決済またはデータ処理をすべて自国内で処理することを命じる可能性があり、それにより、当社が一部の取引のエンド・ツー・エンドな処理を管理することが禁じられる可能性がある。

中国においては、ユニオンペイが依然として国内における決済カード取引の主たる決済業者であり、また主要な国内のアクセプタンス・マークの運営を行っている。当社は、中国において銀行カード清算機構(以下「BCCI」という。)を運営するため、2020年5月に中国人民銀行(以下「PBOC」という。)に申請書を提出したが、承認時期および承認手続の段階は依然不透明なままである。BCCIを運営するための免許が認可される保証もないが、もし当社が免許を獲得できた場合、当社は国内の決済ネットワークとうまく競合できるようになる。コ・バッジング(co-badging)規制および居住規制も、ビザが発行およびルーティングのために国のネットワークと張り合う市場において、新たな課題をもたらす可能性がある。中国国内の取引はユニオンペイで処理され、国外での取引はビザまたはその他の国際的決済ネットワークで処理されるという二重ブランドカードを特定の銀行が発行している。PBOCは、中国国内の決済市場に参入するための新しい免許が国際的企業に発行されると共に、二重ブランドカードが次第になくなると考えている。そのため、当社は、海外渡航の際に使用できる(BCCIの免許を取得した場合には国内取引にも使用できる)ビザのみのブランドのカードを発行するため、中国の発行会社と協力している。しかしながら、その努力にもかかわらず、二重ブランドカードの廃止は当社の決済高を減少させ、中国で当社が創出する純収益に影響を与えた。

ユニオンペイは、中国で急激に成長しており、海外展開の計画を積極的に進めている。これは、当社の国際ルーティング規則(ビザカードの国際取引をビザネットを介して行うことを義務付けている。)に対する規制圧力に繋がる可能性がある。さらに、規制上の障壁は、中国国内の競争からユニオンペイを保護しているが、アリペイ(Alipay)およびウィーチャットペイ(WeChat Pay)等の代替決済プロバイダーは、eコマース、オフラインおよびクロスボーダー決済に急速に進出しており、中国で当社が免許を獲得したとしても、競合が困難になる可能性がある。中国のデジタル取引ルーティングのシステムであるネッツユニオン(NetsUnion Clearing Corp)およびそのような他のシステムは、その他の国際的決済ネットワークと比較して競争上優位である可能性がある。

インドにおける規制イニシアチブ(政府が施行したデータ・ローカライゼーション義務を含む。)は、当社のコストに影響し、当社が国内の決済プロバイダーと効率的に競争する能力に影響を及ぼす可能性がある。さらに、データ・ローカライゼーション義務の要件をみたせないことにより、当社のインドで事業を行う能力が影響を受ける可能性がある。欧州では、欧州中央銀行の支援と共に、欧州の銀行グループが欧州決済計画(以下「EPI」という。)という環欧州決済システムを立ち上げる意向を公表した。EPIはその後、様々な利用場面における口座間即時決済に焦点を当てることを発表した。EPIの背後にあるとされる動機は、国際的なテクノロジー企業により欧州のプロバイダーの仲介機能が排除され、欧州域内におけるカード取引について国際的な決済ネットワークに継続的に依拠するリスクを低減することである。さらに、湾岸協力理事会(以下「GCC」という。)や東南アジアの多数の国々(マレーシア等)の国家の地域グループが、地域における取引の処理への当社参入を制限する取組みを採用しているか、または検討する可能性がある。アフリカ開発銀行も、その金融包括の拡大および地域金融安定の強化への取組みにおいて、国内決済システムの支援に関心を示している。最後に、ナイジェリアや南アフリカ等のいくつかの国では、国内取引のオンショア市場の処理を委託している。制裁措置、貿易摩擦または他の種類の活動を含む地政学的な事象によりこれらの動向が強まり、当社の事業に悪影響を及ぼす可能性がある。たとえば、米国および欧州のロシアに対する制裁ならびにビザを含む米国の決済ネットワークによる同国での事業の一時停止の決定を受けて、一部の国は決済ネットワークを含む米国の金融サービス企業への依存に懸念を表明し、国内ソリューションの開発を強化する措置を講じている。これとは別に、ロシアはBRICS諸国(ブラジル、ロシア、インド、中国お

よび南アフリカの5ヶ国から構成され、最近ではエジプト、エチオピア、イラン、サウジアラビアおよびアラブ首長国連邦等の国々が加わり拡大しているブロック)に対して、加盟国間の決済システムおよびカードの統合等により、西洋の決済システムへの依存度を下げるよう要請している。

アルゼンチン、オーストラリア、ブラジル、カナダ、欧州、インドおよびメキシコを含む多くの国の中央銀行は、国内の即時決済(以下「RTP」という。)ネットワークおよび即時決済ソリューションの展開または拡大過程にあり、これらのシステムによって多くの国内取引を処理することを目的としている。2023年7月、米連邦準備制度は清算および決済の中核機能を備えたフェッドナウ・サービス(FedNow Service)の提供を開始しており、今後さらなる機能の追加および強化が予定されている。一部の国では、それぞれのRTPシステムの国境を越えた接続性も検討されている。最後に、欧州中央銀行のデジタルユーロ・イニシアチブ等、小口決済のための中央銀行のデジタル通貨を発行するコンセプトを探る法域が増加している。これらが展開に成功した場合、これらの国内決済プラットフォームおよびデジタル通貨は、仲介機能が排除される可能性を含むビザの国内およびクロスボーダー決済に重大な影響を与える可能性がある。

当社は、特定の国々(タイ等)において、カードによる取引のエンド・ツー・エンドな処理を管理することができないため、当社の商品に関わる取引の効率的な処理を確実にするために、当社の顧客または第三者サービス・プロバイダーとの緊密な提携に依拠している。当社の上記能力は、取引のルーティングまたはオンショア市場の処理に関連する規制上の要件および方針により、悪影響を受ける可能性がある。通常、国内のプロバイダーまたは処理を保護するもしくは支援する国内法によって、当社の費用が増加、決済高が減少し、これらの国で創出する当社の純収益に影響を与え、発行または処理されるビザの商品が減少し、当社はグローバルな処理能力の活用および当社のブランドをサポートするサービスの質の管理ができなくなり、当社の活動が制限され、当社の成長ならびに新商品、サービスおよびイノベーションを導入する当社の能力が限定され、当社が国々から撤退しなければならなくなり、新市場への参入が妨げられ、また新たな競合企業を生む可能性がある。これはすべて、当社の事業に悪影響を及ぼす可能性がある。

個人データの取扱いに関する法令(プライバシー、サイバーセキュリティおよびAIに関する法令を含む。)は、当社のサービスへの妨げとなるか、または費用、当社に対する法的請求もしくは罰金を増加させる可能性がある。

当社の事業は、国境を越えたデータ処理に依存する。個人データの収集、保管、取扱い、使用、開示、提供、破棄および安全管理に関する法的な要請は発展を続けており、当社は世界中でプライバシー、データ保護、サイバーセキュリティおよびAIに関するますます多くの要件にさらされている。たとえば、米国各州の複雑なプライバシーおよびデータ保護規制ならびに新たに国際的に施行されたプライバシーおよびデータ保護法を遵守するための当社の進行中の取組みは、当社のコンプライアンス業務の複雑性を増加させ、多額の費用を伴い、その他のイニシアチブや計画の資金が流用されるおそれがあり、当社が提供できるサービスを制限する可能性がある。さらに、中国の個人情報保護法およびインドの個人情報保護法等、他の国のプライバシー法には域外適用があり、クロスボーダーのデータ提供に関する制限、広範な通知要件およびローカライゼーション要件ならびに実質的なコンプライアンスおよび監査義務が含まれることがある。新たなプライバシーおよびデータ保護法の世界的な普及により、一貫性のない相反する要件が生じる可能性があり、その結果、不透明な規制環境が生じる。法令順守違反はまた、規制上の罰則および重大な法的責任をもたらす可能性がある。データの安全管理に係る事故およびプライバシー侵害に関連して、規制当局による企業に対する強制措置および調査は一般的に増加している。欧州では、データ保護当局が一般データ保護規則(GDPR)の適用と施行を継続し、記録的な罰金を科している。

また、当社はAI技術の開発、使用、展開に関する様々な法令の適用を受ける。これらの法令はいまだ発展途上であり、AIに関する単一の世界的な規制の枠組みはない。市場では、規制当局がAIとの関連で既存の消費者保護法およびその他の法律をどのように適用できるかについて、いまだ評価中である。そのため、新しい法律がどのようなものになるのか、また既存の法律がAIの開発、使用、展開にどのように適用されるのかについては不透明である。このような不透明性の中で、当社はAI技術および適用ある法律の複雑さならびに急速に変化する性質による課題に直面する可能性がある。当社によるAIおよび機械学習の利用には、その利

用段階ごとに様々なリスクが伴う。AI開発におけるリスクには、知的財産に関する検討事項、個人情報の収集および利用、第三者リスク、アルゴリズムの技術的な制限および研修データの正確性ならびにAIに関する新しい法的基準の遵守等に関連するものが含まれる。使用および展開に関するリスクには、倫理上およびコンプライアンス上の検討事項、ならびに適切な保護措置を講じたうえで、社内全体でAIシステムを監視し、安全に展開する当社の能力も含まれる。EUは、イノベーションを促進し、基本的権利を尊重することを目的として、欧州全域に統一的な規則を適用する包括的なAI法を採択した。EUのAI法は段階的に施行され、高リスクのAIに関する主要な規定は2026年8月に施行される。EUのAI法に関する指針はいまだ限定的であるが、規定の解釈および施行の方法によっては、EUで高リスクとみなされる用途のAIシステムの開発および展開を行う能力が制限されたり、これらのシステムに関連するコンプライアンス費用が増加したりする可能性がある。AIおよび機械学習システムに対する当社によるガバナンスの枠組みの開発および導入は、これらの新たに発生したリスクすべてを成功裏に軽減できない可能性がある。

さらに、変化する市場のニーズに応えるため、統合され、パーソナライズされた商品およびサービスを開発し、新たな企業を買収する中で、当社は、複数のチャネルにわたって、データ型およびデータソースを追加し、新たなパートナーを関与させることにより、データプロファイルを拡大する可能性がある。この潜在的な拡大は、当社の事業に対するこれらの様々な法令の影響を増幅させる可能性がある。そのため、当社は、プライバシー、データおよびサイバーセキュリティの慣行を常に監視することが求められ、必要な場合または適切な場合にはこれらを変更する可能性がある。また、特にAIを活用した商品におけるデータの利用に関連して、当社がデータの管理、ガバナンスおよび品質管理の慣行に、より一層の注意を払う必要が生じる可能性もある。

当社は税務調査もしくは税務争訟または税法の改正の対象となる可能性がある。

税法の適用には、重要な判断が求められ、不確実性および解釈の違いが生じる可能性がある。当社は現在、内国歳入庁およびその他の法域における税務当局による調査を受けているか、またはかかる当局と係争中であり、将来的にはさらなる調査および争訟の対象となる可能性がある。当社は、法人税およびその他の税金の支払のために、世界的規模の引当金を計算するうえで重要な判断を行い、当社が妥当であると考えている見積りを行っている。しかしながら、関連する税務当局は、一部の重要な項目に関する当社の見積り、解釈または課税措置に異議を唱える可能性がある。これらの事項に関して当社の立場を維持することができない場合、当社のキャッシュ・フローおよび財政状態に悪影響が及ぶ可能性がある。

さらに、デジタルサービス税を導入する外国の法域の一方的行為を含む米国もしくは米国外の法域における現行法律の一部改正、または経済協力開発機構の国際税務の近代化に関する提案（2025年までに加盟国による広範な実施が予想されるグローバル・ミニマム課税の導入を含む。）によってもたらされる一部改正が、当社の実効税率に重大な影響を及ぼし、当社の納税額が増加する可能性がある。2024年9月30日に終了した事業年度の年次報告書（Form 10-K）の「第2章 - 7 事業 - 財政状態および経営成績に関する経営陣の考察および分析」および「第2章 - 8 財務書類および補足データ - 注記19法人税等」を参照のこと。

（2）訴訟リスク

当社は、訴訟または調査の結果により悪影響を受ける可能性がある。

当社は、とりわけ競争法、反トラスト法、消費者保護法、プライバシー法および知的財産法の違反を申し立てる民事訴訟の係争者、政府および執行機関が調査または主張する多くの訴訟事件、調査および訴訟手続（以下、総称して本項において「法的措置」という。）に関わっている。当社が直面する重要な法的措置の状況の詳細は、2024年9月30日に終了した事業年度の年次報告書（Form 10-K）の「第2章 - 8 財務書類および補足データ - 注記20法的事項」に記載されている。これらの法的措置は、不確実性が内在し、多額の費用を要し、当社の業務に悪影響を及ぼす。法的措置（特に、米国での反トラスト法に基づく原告による三倍賠償請求等に関わる大規模な集団訴訟）において当社の責任が認定された場合または和解にいたった場合、もしくは政府の調査に起因する責任を被った場合、当社は多額の損害賠償金もしくは判決金、和解金、費用ま

たは罰金の支払を余儀なくされる可能性がある。さらに、法的措置においてもしくはその結果として生じた和解の条件、判決、命令、社会的圧力または事象は、当社の事業に不確実性をもたらすことにより、またはとりわけ当社が設定するデフォルト・インターチェンジ払戻レート、ビザ運営規則もしくはこれらの規則の執行方法、当社の手数料もしくは価格設定または事業方法に影響を及ぼすか、もしくは当社にその変更を余儀なくさせることにより、当社の事業に影響を及ぼしており、今後も影響を及ぼす可能性がある。これらの法的措置またはその結果もまた、同様のまたはその他の法域における規制当局、調査当局、政府または民事訴訟の係争者に影響を及ぼすおそれがあり、その結果、ビザに対して追加の法的措置がとられる可能性がある。最後に、当社はいくつかの商業協定に従い、他の事業体に対して提起されている訴訟について、ビザが被告ではない場合であっても補償する義務を負っている。

2024年9月30日に終了した事業年度の年次報告書(Form 10-K)の「第2章 - 8 財務書類および補足データ - 注記5 米国およびヨーロッパの遡及的責任計画」および「第2章 - 8 財務書類および補足データ - 注記20 法的事項」で詳述される米国の対象訴訟またはビザ・ヨーロッパ・リミテッド(Visa Europe Limited)域内の対象訴訟のような特定の法的措置について、当社は、各遡及的責任計画に基づく一定の金銭補償を受けることができる。2つの遡及的責任計画は、補償内容および当社が補償を受けるメカニズムが異なっている。これらの遡及的責任計画のいずれかまたは両方により、かかる和解、判決、損失または賠償責任の影響から当社を的確に防御できない場合、当社の財政状態またはキャッシュ・フローに重大な悪影響が及ぶ可能性があり、また当社が破産に陥る可能性もある。

(3) 事業に関するリスク

当社は、業界における熾烈な競争に直面している。

世界の決済業界では、競争が過熱化している。技術の進化および消費者の期待の変化により、新たな競合企業または決済方法が出現し、既存の顧客および競合企業は異なる役割を担うと推測される。当社の商品は、現金、小切手、電子決済、仮想通貨による支払、世界的または多地域的なネットワーク、その他国内およびクローズド・ループの決済システム、デジタル・ウォレットならびに主としてeコマースおよびモバイルチャネルを介した支払を可能にすることに重点を置く代替決済プロバイダーと競合している。世界の決済業界がより複雑化するにつれ、当社は、eコマース、ソーシャルメディアおよびモバイルチャネルにおけるオンライン活動を介した決済システムを開発した、当社の顧客、金融技術会社(fintechs)のような他の新興の決済プロバイダー、その他のデジタル決済企業、技術会社、新たなフローおよび付加価値サービスを提供するプロバイダーならびに上記のように国の政策、RTPネットワークおよびその他の決済プラットフォームを開発、支援および/または運営している多くの法域における政府(ブラジルおよびインド等)との競争の激化に直面している。詳細については、2024年9月30日に終了した事業年度の年次報告書(Form 10-K)の「第1章 - 1 事業 - 競合」を参照のこと。

当社の競合企業は、大幅に優れた技術を獲得、開発またはより有効に活用し、より幅広く適応するデリバリー・チャネルを有し、また大規模な資金を有する可能性がある。これらの企業は、より効率的または革新的で幅広いプログラム、商品およびサービスを提供する可能性がある。また、これらの企業は、当社より効果的な広告およびマーケティング戦略を実施することにより、ブランド名の認知度の拡大、発行数および加盟店の受入れに関して利用増加を達成する可能性がある。これらの企業はまた、より質の高いセキュリティ・ソリューションの開発または低価格設定を行う可能性がある。さらに、もし当社が技術の変化および決済サービスの代替方法の増加に対して、これらの分野でのサービスを発展させて提供することでうまく適応したとしても、かかるサービスは、当社が現在ビザネット取引から獲得する利益よりも好条件でない可能性があり、当社の財務業績および業績見通しに悪影響を及ぼす可能性がある。

当社の特定の競合企業は、異なるビジネスモデルで事業を行い、異なる費用構造を有し、異なる市場セグメントに参入している。また、これらの競合企業の多くは、関連費用の多くを負担することなく、既存の決済ネットワークを利用することができる。さらに、これらの競合企業は、決済エコシステムにおいて様々な役割も担っており、他の参加者の決済選択に影響を与えることができる。これらのビジネスモデルは、最終

的により大きな成功を収める可能性があり、また規制上、技術上およびその他の変化に、より適応する可能性がある。いくつかの場合、これらの競合企業は、当社が特定の国および地域において取引を獲得するために競うことを禁止、制限または阻止する政府指令により支持されている。アメリカン・エクスプレス、ディスカバー、プライベート・レーベルカード・ネットワーク、仮想通貨プロバイダーおよびデジタル資産の交換を可能にする技術会社、アリペイおよびウィーチャットペイ等の特定の代替決済システム等の当社の競合企業の一部は、加盟店および消費者の両者と直結し、クローズド・ループの決済システムを運営している。ドッド・フランク法、欧州のIFRまたは米連邦準備制度のフェッドナウ(FedNow)もしくはブラジル中央銀行のPixシステム等の政府によるRTPイニシアチブは、競合企業がこのようなビジネスモデルから優位性を得る機会を増加させる可能性があり、また新たな競合企業(場合により、政府自体も含む。)を生み出す可能性がある。同様に、第2次決済サービス指令(以下「PSD2」という。)およびIFRが施行された欧州における規制により、当社は追加的な参加者に対して当社のネットワークへのアクセスの解放および参加の許可を要求される可能性があり、またインフラの投資および競合企業に対する規制上の負担を減じるよう要求される可能性がある。オーストラリア、ブラジル、カナダおよび米国を含む多くの国で、PSD2におけるオープン・バンキングの規定に加え、オープン・バンキングおよびオープン・ファイナンスの要件を導入または促進するための取組みが進行しており、金融機関またはその他の機関に対して、金融取引に関するデータへのアクセスおよび利用に関して追加的な要件が課される可能性がある。また、モバイル決済、代替支払クレデンシャル、その他帳簿技術または支払形式を含む新たな技術およびプラットフォーム等の要因の他、取引処理に当社の決済ネットワークを使用したくないと考える事業者間の二者間契約が増加しているため、当社の仲介機能は排除されるリスクを負っている。たとえば、加盟店は発行会社との間で取引を直接処理する可能性があり、また決済業者は、発行会社および加盟店獲得会社との取引を直接処理する可能性がある。

当社は、競合環境が以下のように引続き移行および進展する可能性があると予想している。

- ・当社は、当社の競合企業、顧客、ネットワーク参加者およびその他と共に、モバイル決済サービス、eコマース決済サービス、個人間(P2P)決済サービス、即時かつより高速の決済イニシアチブおよび消費者の当座預金に対する自動決済処理装置(ACH)または直接引き落としサービス等の、取引処理において当社の役割を低減させるかもしくはその他仲介機能を排除するような代替決済システムもしくは商品、またはかかる処理をサポートするために当社が提供している付加価値サービスを開発するか、またはこれに関与している。これらの例には、巨大な金融機関により構成される団体であり、独自の高速決済システムを発展させているクリアリング・ハウス(The Clearing House)、個人間(P2P)、企業と政府間の支払、ビル・ペイおよび預金確認取引を含む様々な決済方法における、より迅速な資金提供またはRTPの別のプラットフォームを提供する銀行提供の代替ネットワークであるゼル(Zelle)を運営するアーリー・ウォーニング・サービスズ(Early Warning Services)のイニシアチブならびに仮想通貨またはステーブルコインに基づいた決済イニシアチブを含む。
- ・多くの国または地域(米国、ブラジル、インドおよび欧州等)が、国内ネットワーク、スイッチおよびRTPシステムを開発または促進しており、また一部の国(ブラジル等)では、政府が自らこれらのRTPシステムを所有し、運用している。これらの政府が、現地の銀行および加盟店に対し、国内またはその他の取引においてこれらのシステムを利用し受け入れることを義務付け、ビザのような国際的な決済ネットワークがこれらのシステムに参加することを禁じ、かつ/またはかかる取引で提供する決済サービスの国際的な決済ネットワークに制限もしくは禁止事項を設ける限り、当社は、これらの国々において、事業の仲介機能を排除されるリスクに直面する可能性がある。たとえば、一部の地域(ラテン・アメリカ、東南アジアおよび中東)では、いくつかの国々が、このような国内システム(東南アジア諸国連合およびGCC等の政府間組織を通じたものを含む。)をクロスボーダーに接続することについて、検討や実用化の様々な段階にある。同様に、インドは、インドのRTPシステムである統合決済インターフェース(以下「UPI」という。)を含むデジタル公共インフラを国外およびクロスボーダー決済に拡大することに関心を示している。現在、ビザのような国際的な決済ネットワークは、UPIに参加することができない。
- ・当社の取引を処理している当事者は、決済バリューチェーンにおける当社の地位を最小化および除外するよう試みる可能性がある。

- ・顧客、技術ソリューションのプロバイダーまたはその他を含む当社の支払クレデンシャル、トークンおよび技術にアクセスする当事者は、支払方法を代替するかまたは代替決済方法およびプラットフォームの強化を確立または支援することを目的とする当社の支払クレデンシャル、トークンおよび技術を利用するためにアカウント保有者およびその他顧客を移行または誘導する可能性がある。
- ・決済業界への参加者は、現在の事業を強化し、または当社のサービスと競合する新しい決済サービスを創設するために、合併、合併会社の設立、その他の企業結合を行う可能性がある。
- ・個々の国、地域または国際標準化機構、米国国家規格協会、ワールド・ワイド・ウェブ・コンソーシアム、欧州カード標準化団体、PCI Co、NexoおよびEMVCo等の組織により定められる、オンラインでの精算およびWEB決済、クラウドベースの決済、トークン化またはその他の決済関連技術に関連する新しいまたは改定された業界基準により、ビザまたはその顧客に対して追加的な費用および支出が生じるかまたは当社の商品およびサービスの機能性および競合性が悪影響を受ける可能性がある。

競合環境がめまぐるしく進化するため、当社は新たな事業、商品、サービスおよび実務に関連して新たに発生したリスクについて十分に予見または対応できない可能性がある。当社は、当社の地方における規則および実務を調節すること、当社の決済サービスのいくつかの側面を開発しもしくはカスタマイズすること、または競合する目的で、ビザの占有技術および占有利益の保護が弱まるような事業上の取決めに合意することを要求される可能性があり、営業費用の増加および知的財産に関する訴訟リスクの増加に直面する可能性がある。当社がこれらの動向を踏まえて効果的に対応することができない場合、当社の事業および将来の成長見込みに損害が生じる可能性がある。

当社の純収益および利益は当社の顧客および加盟店に左右され、これらの獲得、保持、開発の費用が増大する可能性がある。

当社の金融機関顧客および加盟店は、常に当社へのコミットメントを再評価することができ、または独自の競合サービスを開発することができる。当社は一定の契約上の保護を有しているが、いくつかの最大顧客を含む当社の顧客は、一般的にビザ以外の商品を発行する柔軟性を有している。さらに、特定の状況において、当社の金融機関顧客は、比較的短い通知期間で、多額の早期解約手数料を支払うことなく、当社との契約関係の解除を決定する可能性がある。当社の純収益の大部分は当社の大口顧客に集中しているため、かかる大口顧客との営業を1つでも喪失した場合、当社の事業、経営成績、財政状態に損害が生じる可能性がある。詳細については、2024年9月30日に終了した事業年度の年次報告書 (Form 10-K) の「第2章 - 8 財務書類および補足データ - 注記14事業全体に関する開示および事業の集中」を参照のこと。

当社はまた、当社の金融機関顧客への価格設定において厳しい競争圧力に直面している。一部の地域において、当社は、RTPネットワーク、低価格でサービスを提供する他の決済代行業者ならびに国内決済およびクロスボーダー決済に関与する政府との競争に一層直面している。当社は、競争力を維持するため、価格調整を行うか、または決済高を増大し、新しい市場に参入し、規制の変更に適応し、ビザの商品およびサービスの使用先および受入れ先を拡大するためのインセンティブを当社顧客に提供しなければならない可能性がある。これらには、前払金の支払、手数料の割引、払戻し、クレジット、業績連動型インセンティブ、マーケティングならびに当社の純収益および利益に影響を与えるその他のサポート決済が含まれる。これに加えて、当社は、取引をビザにルーティングすることを促進するため、一定の加盟店および加盟店獲得会社にインセンティブを提供している。価格設定、インセンティブの提供、手数料の割引および払戻しに係る圧力は、当社の成長を緩やかにする場合がある。当社が当社の事業のその他の分野における費用の抑制および生産性イニシアチブを実施できない場合またはこれらのインセンティブ、手数料の割引および払戻しの財政的な影響を相殺または吸収するその他の方法により取引を増加することができない場合、当社の純収益および純利益に損害が生じる可能性がある。

さらに、当社の競合企業と長期的な独占関係または独占に近い関係を有している金融機関もしくは加盟店を獲得するかまたはこれらと事業を行うことは困難となるかまたは費用が増大する可能性がある。これらの金融機関または加盟店が当社の既存の顧客または加盟店と比べてより大きな成功およびより早い成長を遂げ

る可能性がある。さらに、当社の最大顧客または共同ブランドパートナーの1社以上が、当社の競合企業の1つと深い提携関係を持つ金融機関顧客または加盟店によって統合または買収された場合、当社の事業が競合企業に移行し、これにより当社の事業が競争面で不利な立場に追い込まれ、損害が生じる可能性がある。

加盟店および決済業者が受入れに際する費用の削減および業界の慣習への抗議を引続き推進した場合、当社の事業に悪影響を及ぼす可能性がある。

ビザの商品の利用および受入れを維持および拡大するために、当社は加盟店およびその加盟店と当社顧客またはその代理店との関係の一部に依存する。一定の加盟店および加盟店系列グループは、米国、オーストラリア、カナダおよび欧州等の特定の法域におけるグローバル決済システムに関して影響力を与え、新たな法律へのロビー活動、規制による介入の追求、訴訟の提起および、場合により、ビザの商品へ追加料金を課することまたは受入れを拒否することにより、加盟店が決済商品または決済サービスを受け入れるために加盟店獲得会社またはその代理店に支払う、受入れに関連した費用の削減努力を行ってきた。かかる努力が成功した場合、当社はコンプライアンスおよび訴訟に係る費用の増加に直面する可能性があり、発行会社は当社の商品の発行を削減して、消費者の当社商品に対する利用状況に悪影響を与える可能性がある。たとえば、米国では、特定のステークホルダーが、決済セキュリティに係る規格および規則がどのようにデビットのルーティング選択および決済カードの受入れに際する費用に影響し得るのかに関して懸念を示している。米国におけるEMV仕様のカードおよびPOS端末への移行に関連する進行中の訴訟に加えて、米国の加盟店関連グループおよび決済業者は、EMVの認証プロセスに関して懸念を示しており、一部の政策担当者は、決済カード規格の策定におけるEMVCoおよびPCI Security Standards Council等の企業体の役割に関して懸念を抱いている。さらに、多くの加盟店は、インターチェンジ・レートの削減という形で受入れに関連した費用の削減を主張してきた。これにより、一部の発行会社が、ビザの商品およびサービスの販売促進もしくは利用の廃止もしくは縮小、報酬プログラム等のカード保有者の特典の廃止もしくは縮小またはアカウント保有者に対するビザブランドの商品の利用手数料の引上げもしくは新規の請求を行う可能性があり、これらはすべて、ビザの取引高および関連収益に悪影響を及ぼす可能性がある。最後に、一部の加盟店および決済業者は、販売時点における業界の慣習およびビザの受入れ要件(加盟店が特定の種類のビザの商品のみの受入れを可能とすることを含む。)を変更し、PIN認証された取引のみを義務付けること、他の金融機関により発行されたビザの商品の種類間での差別化または誘導ならびに決済の形式としてビザの商品を提示している顧客への割増金の賦課を主張してきた。これらの取組みが実施された場合、消費者による当社の商品の利用に悪影響が及び、当社の全体的な取引高および純収益が減少し、規制強化および/または訴訟の原因となり、当社のコンプライアンス費用および訴訟費用が増加し、最終的に当社の事業に損害を生じさせる可能性がある。

当社は、金融機関、加盟店獲得会社、決済業者、加盟店、決済代行業者、eコマース・プラットフォーム、金融技術会社および他の第三者との関係に左右される。

上記のとおり、業界関係者と当社との関係は複雑なものであり、当社は複数の第三者の利害を調和させることが要求される。たとえば、当社は、当社の商品およびサービスを提供し、その結果市場において効果的に競争するために、当社の金融機関顧客との関係ならびにそれらとアカウント保有者および加盟店との関係に大きく依存している。当社は、優先ルーティングおよび受入増加促進のために、加盟店、加盟店獲得会社、eコマース・プラットフォームおよび決済業者にインセンティブを提供している。また、当社は加盟店との決済カードのブランド提携にも多数取り組んでおり、加盟店は当社からインセンティブを受領する。当社は、金融技術会社のような新たな参加者が決済業界に参入するたびに、当該参加者らがエコシステムで果たす可能性がある役割(たとえば発行会社、加盟店、eコマース・プラットフォームまたはデジタル・ウォレット・プロバイダー等)を検討するための話し合いに従事している。これらおよびその他の関係は、さらに広まりつつあり、また当社の事業にとって重要性が高まっているため、当社の成功は、当社がこれらの関係を維持しかつ発展させることができるかにますます左右されるようになる。これに加え、当社は、取引を適切に提示し、円滑に進め、処理し、当社を代理して当社の決済ネットワークに関連する様々なサービスを提供し、またその他当社の運営規則および適用ある法律を遵守するために、当社顧客および第三者(ネット

ワークパートナー、ベンダーおよび供給元を含む。)に依存している。当社の顧客がグローバルに活動を拡大するにつれ、その法的および規制上の義務がさらに複雑になる可能性がある。当社との関係は随時、当社の顧客および業界関係者の行為により影響を受ける可能性があり、これにより当社の事業、商品またはサービスに重大な悪影響が及ぶ可能性がある。当社またはかかる当事者が適切なサービスを遂行もしくは提供しない限り、または規制上の義務を遵守しない限りにおいて、アカウント保有者その他がビザブランドの決済商品を利用する際に不快な体験をし、当社の事業および評判が害される可能性がある。

当社が当社のブランドを維持および強化することができない場合、当社のブランドもしくは評判を損なう可能性のある事象が発生した場合または当社のブランドの仲介機能の排除が行われた場合、当社の事業に損害を生じさせる可能性がある。

当社のブランドは、世界的に認識されており、当社事業の主要資産である。当社は、当社の顧客およびそのアカウント保有者が当社ブランドを受容性、安全性、利便性、迅速性および信頼性と関連付けていると考えている。当社の成功は、主に当社が決済エコシステムにおける当社の商品およびサービスに関するブランドの価値および評判を維持することができるか、当社が新規および既存の商品、サービスおよびパートナーシップを通してブランドを高めることができるか、ならびに当社が当社の企業評判を守ることができるかに左右される。当社が技術会社および金融機関と共同で開発した商品の人気ならびにビザブランドのカード取引の処理を他のネットワークに義務付ける政府の措置は、eコマースおよびモバイルチャネルでの販売時点におけるブランドの仲介機能の排除に繋がり、当社のブランドの存在感を弱くする可能性がある。また当社のブランドの評判は、認証、清算および決済サービスの障害、データ・セキュリティの侵害、ビザ(当社の従業員、代理人、顧客、パートナーまたは供給元によるものを含む。)によるコンプライアンス違反、当社の顧客、消費者またはその他の利害関係者からの期待の未達成、当社の業界または当社顧客、ビザ取扱加盟店もしくは第三者決済プロバイダーを含む当社の顧客の取引先および代理店の業界の消極的なイメージ、顧客、パートナーまたはスポンサーシップ・パートナーもしくは共同ブランドパートナー等の他の第三者による行為または提携に対する悪いイメージ、ならびに当社の決済商品または決済サービスを利用した詐欺行為または違法行為であって、当社が当社のネットワーク上での発生を常に検知および/または防止する立場にあるとは限らないものを含む、多くの要因により悪影響を受ける可能性がある。また、合法的であるが議論的になる類の商品およびサービス(アダルトコンテンツ、暗号通貨、銃器およびギャンブル活動を含む。)の決済に当社商品が使用された場合、当社のブランドは悪影響を受ける可能性がある。さらにこれらのリスクは、当社の金融機関パートナーおよび/または加盟店が、これらの取引の合法性を確保するために必要な管理を維持できない場合、かかる商品またはサービスに関連する法的責任が決済ネットワークのようなバリューチェーンの付随的参加者にまで拡大された場合、もしくは当社のネットワークおよび業界が、このような合法的であるが議論的になる類の取引に関する政治的または社会的な議論に巻き込まれた場合、悪化する可能性がある。当社が当社の評判を維持できない場合、当社ブランドの価値が損なわれ、それにより当社の顧客、アカウント保有者、従業員、採用候補者、政府および一般市民との関係を害し、または当社の事業に悪影響を及ぼす可能性がある。

世界中の経済、政治、市場、健康および社会の事象または情勢は、当社の事業に損害を生じさせる可能性がある。

当社の純収益の半分超は、米国外で獲得している。また、国際的なクロスボーダー取引による収益は、当社の純収益の大部分を占め、成長戦略の要となっている。当社の純収益は、消費者、政府および企業による決済取引の取引高に左右され、その消費傾向は経済、政治、市場、健康および社会の事象または情勢に影響される。米国内または国際的なマクロ経済情勢の悪化(景気後退、インフレーション、金利上昇、高い失業率、為替変動、事実上のもしくは予定される大規模な債務不履行、エネルギー価格の上昇または国際貿易の鈍化ならびに消費者、中小企業、政府および企業の支出の減少を含むが、これらに限定されない。)は、当社の取引高、取引および純収益に直接的な影響を与える可能性がある。さらに、悪化したマクロ経済情勢に対処するため、政府は支払手数料またはその他の費用を削減または廃止するための新しいまたは追加のイニ

シアチブまたは要請を導入する可能性がある。全体的にソフトな世界経済において、かかる価格設定政策は、当社の事業にさらなる財政的圧迫をもたらす可能性がある。

さらに、病気、COVID-19のようなパンデミックまたはその他の地域的もしくは世界的な健康に関する問題の発生や政治的な不確実性、世界的な敵対行為、武力紛争、戦争、市民の暴動、頻度が増えている異常気象現象を含む気候関連の事象、電力網への影響および自然災害は、程度の差はあるものの、当社の業務、顧客、第三者の供給元、事業活動ならびに海外旅行および海外での消費に悪影響を与えた。

国家主義、保護貿易主義、および制限的なビザの要件に対する地政学的な傾向もまた、経済制裁、関税または貿易制限(クロスボーダー・データ・フローに関する制限を含む。)に係る継続活動および不確実性と同様に、特定の地域における当社の事業の拡大を制限し、その他の地域における当社の事業を一時停止する結果となった。2022年度において、米国、EU、英国その他の法域および当局によってロシアに経済制裁が課され、ビザおよびその顧客に影響を与えた。2022年3月、当社はロシアにおける当社の事業を一時停止し、その結果、ロシアに関連する国内取引およびクロスボーダー取引から収益を得ることができなくなった。ウクライナにおける戦争およびロシアまたはその同盟諸国による今後の行動またはかかる行動に対する行動が、ウクライナのみならず他の地域経済および世界経済に長期的な影響を与える可能性があり、そのいずれかまたはすべてが当社の事業に悪影響を与える可能性がある。中東において進行中である軍事紛争およびその結果として生じる同地域の紛争は、同様の悪影響を及ぼす可能性がある。

経済、政治、市場、健康および社会情勢の減退は、当社顧客にも影響を与える可能性があり、かかる顧客の決定によりアカウント保有者のカード数、アカウント数および与信枠を削減し、消費者による消費および事業全体に影響が生じる可能性があり、結果として当社の純収益に影響を与える可能性がある。当社の顧客は、マーケティング予算を削減もしくは廃止するコスト削減策を実施し、任意的なまたはより充実した、付加価値的サービスに対する支出を削減する可能性がある。金融市場機能の弱体化、クレジット市場の引締め、または当社の現在の信用格付けの引下げに繋がる事象もしくは状況により当社の将来的な借入コストは増加し、望ましい条件で資本市場および信用市場を利用する能力を損なう可能性がある。これにより、当社の流動資産および資本資産に影響が及ぶこととなり、また当社の資金コストを大幅に増大させる可能性がある。

最後に、政府、投資家およびその他の利害関係者は、気候変動ならびにその他の環境、ガバナンスおよび社会的事項に対処する措置を加速させるさらなる重圧に直面しているため、政府が規制を実施し、投資家およびその他の利害関係者が新たな期待をかけたり、投資を集中させたりすることで、開示、商業および消費行動において大幅な変化を引き起こし、当社の事業に悪影響を与える可能性がある。これらの要因の結果として、海外旅行および海外での消費の減少は、当社のクロスボーダー取引高、当社が取り扱うクロスボーダー取引件数および為替業務量に影響を及ぼし、当社の国際取引収益の減少に繋がる可能性がある。

企業責任および持続可能性に関する問題および検討事項に対処するという当社の志向は、当社の事業および財務業績に悪影響を与えるまたは当社の評判にマイナスの影響を与える可能性がある。

当社は、当社の主力商品およびサービス以外の事項に関連する問題(サステナビリティ、気候変動、人的資本、インクルージョン(包摂)&ダイバーシティ(多様性)(以下「I&D」という。))、人権に係る問題等)を含む、広範な分野を規制する法律、規制およびその他の措置の対象となっている。政府、顧客、従業員、投資家を含む幅広い利害関係者は、こうした企業責任に関する問題をますます重視し、期待を寄せている。当社は、企業責任および持続可能性(以下「CRS」という。)関連のイニシアチブを確立し、報告に関する枠組みを定め、いくつかの関連目標を発表した。これらの目標は随時変更される可能性があり、これらの目標の実施には巨額の投資が必要となる可能性があり、最終的に当社が目標を達成できる保証はない。

CRSの目的を達成する当社の能力は、CRS基準またはCRS開示の追跡および報告に関する法的環境および規制上の要件の変化ならびにサプライヤー、パートナーおよびその他の第三者の行動を含む、様々なリスクにさらされ、その多くは当社のコントロールの及ばないものである。当社の規制当局の中には、当社の事業に適用され得るこれらの事項に関連する規則または基準を提案または採択しており、あるいは提案または採択す

る可能性がある。EUの企業サステナビリティ報告指令、気候関連情報の開示を義務付ける可能性のある米国証券取引委員会(SEC)の気候関連情報開示ならびに温室効果ガス排出量およびその他の気候関連情報の広範な開示を義務付けるカリフォルニア州の法律等、複数の法域で新しい規制が制定されているか、または制定される予定である。現行のCRS基準および期待には、相反する価値観または目的が反映されている可能性もあり、その結果、継続的に変化し、必ずしも明確ではない基準によって、当社の慣行が判断される可能性がある。データの入手可能性および質の向上、前提条件の変更、当社の事業の性質および範囲の変更ならびにその他の状況の変化を反映するために、適宜CRSデータの報告方法が更新され、過去に報告されたデータが調整される可能性がある。これにより、期間ごとまたは当社および同業他社との間で、一貫した、または意味のある比較データが不足する可能性がある。さらに、新たな法令が現行の法律または規制上の要件よりも厳格な場合、かかる義務を履行するため、当社のコンプライアンス上の負担および費用が増加する可能性がある。

当社の利害関係者は、当社のCRS関連の目標および活動に対してしばしば異なる見解を持っており、その結果、従来のメディアおよびソーシャルメディアでは否定的な注目を集めたり、これらの問題に関する懸念に対する当社の対応について否定的な認識を持たれたりする可能性がある。さらに、一部の米国規制当局および米国外の規制当局がCRS関連の問題を優先する一方で、議会および一部の米国州政府が潜在的に相反する優先事項を追求することを示唆しているため、当社は潜在的に相反する監督上の指令にも直面している。こうした状況は、とりわけ、投資家からの圧力、好ましくない評判への影響(当社の実際のCRS慣行に対する正確な認識または事実と異なる陳述を含む。)、経営陣の注意および資源の分散ならびにプロキシファイト等、当社の事業に重大な悪影響をもたらす可能性がある。当社による声明を遵守すること、進展するCRSに関する法令の解釈に完全に従うこと、または変化し多様化する利害関係者の期待および基準に 대응することに当社が失敗した(または失敗したと受け取られる)場合、当社の事業、評判、財政状態および経営成績にマイナスの影響を与える可能性がある。

当社顧客の決済損失に対する当社の補填義務は、当社を重大な損失のリスクにさらし流動性を減少させる可能性がある。

当社は、ビザ運営規則に従い、発行会社および加盟店獲得会社が他の発行会社または加盟店獲得会社による決済債務の不履行により被る可能性のある決済損失を補填する。特定の場合、取引が当社のシステムによって処理されたものではない場合でも、発行会社または加盟店獲得会社に対する補填を行うこともある。この補填により、当社は決済取引日とその後の決済日との間のタイミングのずれから生ずる決済リスクを負う。当社の補填に係るエクスポージャーは、原則としてあらゆる時点における未決済のビザカード決済取引額および連続した前回の処理取引の調整と関連して減少した取引額に限定されている。当社顧客の信用状態の変化または2社以上の大口顧客もしくは何社もの小口顧客、重要なスポンサーバンク(非金融機関は当該銀行を通じて、ビザ・ネットワークへ加盟している。)が同時期に決済不履行または支払不能に至った場合もしくはシステム上の不具合により、当社は流動性リスクにさらされ、当社の財政状態に悪影響が及ぶ可能性がある。当社が決済不履行または支払不能を補うだけの十分な流動資金を確保していても、かかる支払分を回収することができない可能性がある。これにより、当社は重大な損失を被り、当社の事業に損害が生じる可能性もある。2024年9月30日に終了した事業年度の年次報告書(Form 10-K)の「第2章 - 8 財務書類および補足データ - 注記12決済保証の管理」を参照のこと。

(4) 技術およびサイバーセキュリティリスク

決済業界における新しい技術について予測、適応し、追従できなかった場合、当社の事業に損害を生じさせ、将来の成長に影響を与える可能性がある。

世界の決済業界はモバイルおよびその他の近接型ならびにアプリ内決済技術の普及、eコマース、トークン化、クリプトカレンシー、分散型台帳、ブロックチェーン技術、クラウドベースの暗号化および認証ならびに生体認証、FIDO 2.0、3Dセキュア2.0および動的セキュリティコードまたはdCVV2等の新認証技術を含む

著しいかつ急速な技術変化に直面している。その結果、当社は、当社の新たなフロー商品等のビザにより開発されたものも含め、新たなサービスおよび技術が登場し、進化し続けると予想している。たとえば、生成AIソリューションは、ビザ、その顧客、供給元、加盟店およびパートナーにとって、より迅速に革新し、消費者により良いサービスを提供する好機として浮上してきた。市場全体における生成AIの迅速な導入および新規使用は、当社のシステム、情報および決済エコシステムに特有の予測不可能なセキュリティリスクをもたらす可能性もある。新たな技術の開発やその利用において、当社独自のイニシアチブおよび革新に加え、当社は、潜在的な競合企業を含め、第三者と密接に協力している。しかしながら、どの技術的發展または技術的革新が広く導入されるのか、またこれらの技術がどのように規制され得るのかを予測することは難しい。さらに、これらの新しい技術の一部は知的財産に関連した訴訟または請求の対象となり、潜在的に当社の開発努力に影響を与え、および/または許諾の取得、設計変更の実施もしくは使用の中止をしなければならぬものとなる可能性がある。当社または当社のパートナーが適時に新しい決済分野の技術に適応および追従できなかった場合、当社の競争力に悪影響を与え、顧客に対する商品およびサービスの価値が下がり、当社の知的財産または許諾権に影響を与え、当社の事業に損害を生じさせ、かつ将来の成長に影響を与える可能性がある。

サイバーインシデントまたはサイバー攻撃等による当社のネットワークまたはシステムの障害、故障または侵害により、当社の事業に損害が生じる可能性がある。

当社ならびに金融機関、加盟店および第三者サービス・プロバイダーのサイバーセキュリティおよび処理システムは、停電、ハードウェア、ソフトウェアおよびネットワークの故障、コンピューター・ウイルス、ランサムウェア、マルウェアもしくはその他の破壊的なソフトウェア、悪意ある者によるAI技術、内部設計、マニュアルもしくはユーザーエラー、サイバー攻撃、テロ行為、政治的緊張、戦争もしくはその他の軍事的衝突、または民事不安、当社の物理的施設におけるセキュリティ違反、社内における暴力もしくは不正、壊滅的な出来事、自然災害、悪天候ならびに気候変動によるその他の影響等、数多くの原因によるエラー、中断、遅延または損害に直面しており、また今後も継続的にこれらに直面する可能性がある。これに加えて、当社のデータセンターを運営し、従業員の生産性を支援するために必要なハードウェアおよびインフラの第三者の供給元が、製造、発送の遅延およびサイバー攻撃によるサービスの停止等サプライチェーンの混乱により影響を受けるリスクがある。長期にわたるサプライチェーンまたはサービスの混乱により、技術サービスの処理または提供にも影響が及ぶ可能性がある。

さらに、世界的な決済業界における当社の知名度および役割によっても、当社はハッカーの標的となるリスクがより高まる可能性がある。当社は、その通常業務において悪意あるサイバー活動の標的となっていた。当社はまた、当社の金融機関、加盟店および第三者サービス・プロバイダーに対する攻撃およびデータ・セキュリティの侵害による影響を受けており、また今後も継続的にかかる影響を受ける可能性がある。当社はまた、政府が当社の一部の金融機関顧客に対する攻撃を指示または支援した例、またその他にも、複数の加盟店および発行会社とその顧客（ビザのアカウント保有者を含む。）に影響を及ぼす重大なデータ・セキュリティの侵害を被った例を認識している。オンラインバンキング、eコマースおよびその他のオンライン活動の増加を背景に、サイバー犯罪者がフィッシング詐欺およびソーシャル・エンジニアリング詐欺、分散型サービス妨害攻撃ならびにその他の妨害行為を企てることによるサイバー詐欺および決済詐欺が増加し続けている。全体として、かかる攻撃および侵害は不正行為、ひいてはビザの金融機関顧客、加盟店または第三者サービス・プロバイダーに対する財務損失を引き起こし、また今後も継続的にこれらを引き起こす可能性がある。

巧妙化した永続的なサイバー攻撃、当社の従業員および信頼できるパートナーに対する標的型攻撃、内部脅威、総合的なメディアを利用したものを含むフィッシングまたはディープフェイクの手法等のソーシャル・エンジニアリング脅威を含む、数多くの進化し続けるサイバーセキュリティに対する脅威は、当社のシステム内（とりわけ当社のインターネット向けアプリケーション）または当社の第三者サービス・プロバイダーのシステム内のデータの機密性、利用可能性および完全性を侵害する可能性がある。不正アクセスを取得する、またはシステムを無効もしくは低下させる方策、技術および手順は、頻繁に変化し、より複雑で高

度化しつつあり、長期間にわたって発見し難いため、当社はこれらの行為を予期できないまたは十分にもしくは適時に対応しない可能性がある。たとえば、サイバー犯罪者は、ゼロデイ脆弱性の使用等、先進機能をますます発揮している。また、生成AI等の新たな技術の迅速な統合が、脅威の主体によって利用され、ますます自動化され、標的を絞った、防御がより困難な高度な攻撃が作り出されている。機密情報である消費者のデータおよびその他の情報を保護するために当社、当社の金融機関顧客および加盟店顧客、その他の加盟店ならびに決済エコシステムにおける第三者サービス・プロバイダーが講じているセキュリティ対策および手続きでは、効果的に実施されないか、異なるエコシステムにおける参加者によってその範囲および複雑性が異なるか、すべてのデータ・セキュリティ侵害、サイバーインシデントおよびサイバー攻撃もしくはシステム障害に対応することができないか、または対応するには不十分である可能性がある。一部の案件において、軽減のための取り組みが、契約上の基準要件をみたしていない第三者、脆弱性の修復もしくはセキュリティ上の欠陥を適時に修正することができない第三者、またはハードウェア、ソフトウェアもしくはネットワーク・サービスがエラー、欠陥、遅延、停電または侵害もしくは情報漏洩事件を防ぐための適切なマルウェア対策の欠如の影響を受ける可能性のある第三者に依拠する可能性がある。サイバーインシデントおよびサイバー攻撃は、当社ならびに当社のパートナーおよび顧客の内部ネットワークおよびシステムに、より速いスピードで連鎖的に影響を及ぼす可能性がある。当社のシステムおよびデータを保護し、データ・セキュリティ事件を防止、発見して対応するためのセキュリティ対策およびプログラムにもかかわらず、当社の取り組みがこれらのすべての脅威を防止するという保証はない。

さらに、グローバルな金融サービス会社として、ビザはますます多数の法域において、複雑かつ多様なサイバーセキュリティ規制の対象となり、サイバーインシデントの報告要件が課されている。短時間でのサイバーインシデントの報告が要求されることが多いため、ビザまたはその第三者サービス・プロバイダーが特定のインシデントの報告期限を守れないリスクがある。サイバーインシデント、とりわけ高度な攻撃の影響の全容を調査および評価するには、相当の時間を要する可能性がある。これらの要因は、当社の顧客、パートナーおよび規制当局ならびに民間に対するサイバーインシデントについて即時の、完全かつ信頼できる情報を提供する当社の能力を妨げる可能性がある。当社が規制を遵守していないと判明した場合、当社は損害賠償、民事上および刑事上の罰則、訴訟、調査ならびに訴訟手続の対象となり、また当社の評判およびブランドを傷つける可能性がある。

これらの事象はいずれも、個別にまたは複合的に、当社の業務に重大な障害をもたらし、機密情報、専有情報、センシティブ情報および個人情報(アカウント・データ情報を含む。)の不正開示、公開、収集、監視、誤用、損失もしくは破壊、またはデータ・セキュリティの侵害に繋がり、当社の顧客および消費者に影響を及ぼし、当社の評判およびブランドを損ね、訴訟または請求、プライバシー法その他の適用法の違反および規制上の監視または監督、調査、措置、罰金または処罰の増加に繋がり、当社の事業慣行を損なうかまたは変更させ、当社商品の全体的な利用度および受容性を低下させ、当社の決済高、純収益および将来の成長見込みを低下させ、多くの費用および時間が費やされ、修復困難な状況に繋がる可能性がある。これらの事象により当社の事業に損害または障害が生じた場合、当社はその重要な事業の機能、資産およびデータの全部を、事業継続計画を通じて、首尾良く迅速に回復することができない可能性がある。さらに、当社は保険に加入しているが、その補償範囲では発生し得るあらゆる種類の損失または請求を十分に補償することができない可能性がある。

(5) 構造的および組織的リスク

当社が買収、合併事業または戦略的投資により期待された利益を得ることができず、結果的にリスクおよび不確実性に直面する可能性がある。

当社の全体的な事業戦略の一部として、当社は、買収および戦略的投資を行い、合併事業を開始する。当社は、当社の現在および将来の買収、合併事業または戦略的投資から期待される利益を達成できない可能性があり、これらには以下を含む大きなリスクおよび不確実性を伴う可能性がある。

- ・当社の現行事業の混乱(当社の既存事業からの資源および経営陣の注意の分散を含む。)

- ・ 想定より高い資源の投資または営業費用
- ・ 当社が買収した事業体または合併事業の適切な展開または統合の失敗
- ・ 当社が買収した事業体、合併事業、または当社が投資しているかもしくは提携している企業のデータ・セキュリティ、サイバーセキュリティおよびオペレーショナル・レジリエンスに係る姿勢が十分でない可能性があり、システム障害、サービス障害またはサイバーインシデントもしくはサイバー攻撃がより起こりやすい可能性がある。
- ・ 当社が買収した事業体または合併事業における支配、手続きおよび方針の導入の難航、費用または失敗
- ・ 新規従業員、企業風土、業務システムおよび技術の統合についての課題
- ・ 当社が買収した事業体または合併事業の従業員、顧客またはパートナー留保の失敗
- ・ 外国企業の買収の場合において、異なる文化および言語にわたる業務の統合に関連するリスク
- ・ 当社の買収、合併事業または戦略的投資に関する訴訟事件、調査または訴訟手続による混乱、費用、負債、判決、支払もしくは企業圧迫
- ・ 訴訟事件、調査または訴訟手続の結果による当社の買収または合併事業の側面において推進不能となること
- ・ 政府またはその他の必要な承認を適時に、または厄介な条件もしくは制約なしで獲得できないこと
- ・ 当社の買収、合併事業または戦略的投資（新たな事業への参入時または新たな地域もしくは国での事業展開時を含む。）に関連した経済、政治、規制リスクおよびコンプライアンス・リスク。規制リスクに関する詳細については、2024年9月30日に終了した事業年度の年次報告書 (Form 10-K) の「第1章 - 1事業 - 政府規制」および上記「(1) 規制上のリスク」を参照のこと。
- ・ 当社の買収、合併事業または投資の実施後における未確認事案および関連する負債の発覚
- ・ 当社が買収した事業体または合併事業の欠陥および負債を軽減することの失敗
- ・ 新たな有価証券が発行される場合の持分証券の希薄化発行
- ・ 負債の背負い込み
- ・ 当社の財政状態および / または損益計算書へのマイナスの影響
- ・ 当社の買収、合併事業または投資により期待される利益、相乗効果または価値の非実現、もしくは実現するまでに予想以上の時間がかかること

さらに、追加のエクスチェンジ・オファーの可能性等の追加的な戦略的目標を追求する可能性があり、その結果、当社の資源および経営陣の注意が当社の既存事業から分散し、失敗した場合、当社の事業および評判が害される可能性がある。

当社は、主要な経営陣を含む高度な資格を有する多様な従業員を惹きつけ、雇用し維持することができない可能性がある。

当社の従業員（特に当社の主要な経営陣）の才能および努力は、当社の成功にとって不可欠である。当社の業界、特に金融技術会社、技術、サイバーセキュリティおよびその他の専門的分野において高度なスキルを有した労働者およびリーダーの市場は非常に競争が激しい。当社の経営陣は、業界での重要な経験を有しており、余人をもって代え難い。当社は、特に労働市場において競争力のある雇用条件を提供しない限り、それらを維持することも、他の高度な資格を有する従業員を惹きつけ、雇用し、維持することもできない可能性がある。進行中の移民、出張および就労認可に関する法および方針の変更は、当社が事業を展開する法域での従業員の労働または転勤をさらに困難にしており、当社の有能な従業員を惹きつけ、雇用するおよび維持する能力を引続き損なわせる可能性がある。特に労働者の期待の変化、柔軟な就労モデルに関する人材市場の変動性の観点から、当社が高度な資格を有し、多様な才能を有する従業員を惹きつけ、雇用、育成

し、意欲を起こさせ、維持することができない場合、包括的で多様な文化を育てることに関連する当社の目標を達成することならびに当社のI&Dに関連するプログラムおよびイニシアチブに対する潜在的な監視の強化に適切に対処することができない場合、経営陣に対する適切な後継者育成プランを策定し実施することができない場合、現在のハイブリットモデルにおいて、革新性、協調性および包括性を育む当社の強い企業風土を維持することができない場合、または従業員および従業員候補の期待に応える柔軟な就労モデルの設計および実施が成功しない場合は、当社の人材開発目標、事業目標達成の能力ならびに当社の事業および当社の将来の成功に影響を及ぼす可能性がある。

当社のクラスB普通株式およびクラスC普通株式またはシリーズA優先株式、シリーズB優先株式およびシリーズC優先株式がクラスA普通株式に転換された場合、当社の既存のクラスA普通株式の議決権が希薄化し、その市場価格にも悪影響を及ぼす可能性がある。

当社のクラスA普通株式の市場価格は、様々な要因の結果下落する可能性がある。当社のクラスB - 1普通株式、クラスB - 2普通株式およびクラスC普通株式ならびにシリーズA転換条項付参加型優先株式(以下「シリーズA優先株式」という。)、シリーズB転換条項付参加型優先株式(以下「シリーズB優先株式」という。)およびシリーズC転換条項付参加型優先株式(以下「シリーズC優先株式」という。)の価値は、クラスA普通株式の価値に関連している。米国の遡及的責任計画に基づき、当社の米国における対象訴訟の結審時には、当社のクラスB - 1普通株式およびクラスB - 2普通株式はすべてクラスA普通株式に転換可能になる。当社のヨーロッパの遡及的責任計画の下、ビザは、既存の訴訟および潜在的な訴訟の進展に基づき、シリーズB優先株式およびシリーズC優先株式を引続き段階的に処分する。シリーズB優先株式およびシリーズC優先株式は、(保留となっている申立てを処理するために必要な預り金を確保することを条件として)シリーズA優先株式またはクラスA普通株式に2028年までに完全に転換可能となる。当社のクラスB - 1普通株式、クラスB - 2普通株式およびクラスC普通株式がクラスA普通株式に転換された場合、またはシリーズA優先株式、シリーズB優先株式およびシリーズC優先株式がクラスA普通株式に転換された場合、発行済クラスA普通株式数が増加し、これにより既存のクラスA普通株式の株主の議決権が希薄化する可能性がある。さらに転換されたクラスA普通株式の大部分が売却された場合、当社の既存のクラスA普通株式の市場価格に悪影響を及ぼす可能性がある。

当社のクラスB - 1普通株式、クラスB - 2普通株式およびクラスC普通株式の株主ならびにシリーズA優先株式、シリーズB優先株式およびシリーズC優先株式の株主は一定の重要な取引について、クラスA普通株式の株主の利害と異なる利害を有する可能性がある。

当社のクラスB - 1普通株式、クラスB - 2普通株式およびクラスC普通株式の株主ならびに(一定の特別な状況において)シリーズA優先株式、シリーズB優先株式およびシリーズC優先株式の株主は、その議決権は限定されているものの、一定の重要な取引については議決権を行使することができる。当社のクラスB - 1普通株式、クラスB - 2普通株式およびクラスC普通株式については、これらの取引には、統合または合併の提案、当社の主要事業である決済事業からの撤退の決定およびデラウェア州法に定められる他の決議事項が含まれる。当社のシリーズA優先株式、シリーズB優先株式およびシリーズC優先株式については、議決権の行使は、統合または合併の提案のうち、その結果としてシリーズA優先株式、シリーズB優先株式およびシリーズC優先株式の株主が該当するシリーズの優先株式の優先権、権利および特権と実質的に同一でない優先権、権利および特権が付された株式もしくはその他の持分証券を受け取るか、またはシリーズB優先株式およびシリーズC優先株式の株主については、当社のクラスA普通株式の株主が受け取ることになるものと異なる有価証券、現金もしくはその他の資産を受け取ることになるものに限定されている。クラスA普通株式以外のクラス株式の株主は当社の現行および以前の金融機関顧客であるため、これらの株主は、クラスA普通株式の株主とは異なる利害を有する可能性がある。結果として、これらのクラス株式の株主は、クラスA普通株式の株主にとって望ましい事業を承認する動機を有さず、またその利害はクラスA普通株式の株主の利害に反する可能性がある。

デラウェア州法、当社の改定再録基本定款および改定再録付属定款で既定された条項ならびに当社の資本構成が合併、買収もしくは支配の変更を阻む可能性がある。

当社の改定再録基本定款および改定再録付属定款で規定された条項ならびに当社の資本構成により、当社株主が望み得る合併、買収または支配の変更が遅れるか、または妨げられるおそれがある。たとえば、下記の条項が挙げられる（少数の例外は除く。 ）。

- ・ いかなる者も、当社のクラス A 普通株式の15%（または転換後基準における全発行済普通株式の15%）超を実質的に所有してはならない（ただし、前もって当社取締役会にてその取得が承認された場合を除く。 ）。
- ・ 競合企業または競合企業の関連会社は、転換後基準における当社の全発行済普通株式の 5 % 超を所有してはならない。
- ・ クラス B - 1 普通株式、クラス B - 2 普通株式およびクラス C 普通株式の株主ならびにシリーズ A 優先株式、シリーズ B 優先株式およびシリーズ C 優先株式の株主の賛成票が、特定種類の統合または合併に要求される。
- ・ 当社の株主は株主総会の間にのみ行為することができ、書面により行為することはできない。
- ・ 当社取締役会、取締役会議長もしくはCEOまたは全発行済クラス A 普通株式の15%以上の議決権を少なくとも 1 年間保有する株主のみが臨時株主総会を招集することができる。

第 3 【参照書類を縦覧に供している場所】

該当なし

第四部【提出会社の保証会社等の情報】

該当なし

第五部【特別情報】

該当なし